

岐阜県公安委員会事務の専決に関する訓令 〔昭和41年10月25日岐阜県警察訓令第8号〕

改正 昭42県警察訓令21号、昭44県警察訓令5号、昭47県警察訓令7号、昭48県警察訓令6号・同13号、昭50県警察訓令6号、昭51県警察訓令2号・同7号、昭53県警察訓令10号、昭54県警察訓令9号、昭56県警察訓令2号・同6号・同8号・同14号、昭57県警察訓令1号・同18号、昭58県警察訓令1号・同8号・同9号、昭60県警察訓令2号・同4号・同9号、昭62県警察訓令1号・同6号・同8号、昭63県警察訓令1号、平元県警察訓令2号・同11号、平2県警察訓令16号・同24号、平3県警察訓令10号、平4県警察訓令7号・同15号、平5県警察訓令16号・同17号、平6県警察訓令11号・同14号・同16号、平7県警察訓令11号、平8県警察訓令8号・同9号、平9県警察訓令15号、平10県警察訓令7号・同10号・同15号、平11県警察訓令4号・同12号、平12県警察訓令12号・同17号・同18号・同19号・同21号・同30号、平13県警察訓令11号・同35号、平14県警察訓令13号・同18号・同20号、平15県警察訓令3号・同11号・同12号、平16県警察訓令7号・同13号、平17県警察訓令19号・同33号、平18県警察訓令12号・同16号・同24号・同33号・同34号・同37号、平19県警察訓令4号・同27号・同35号・同42号、平20県警察訓令2号・同15号・同17号、平21県警察訓令14号・同17号・同19号、平22県警察訓令8号・同12号・同15号、平23年県警察訓令9号・同11号・同13号、平成24年県警察訓令3号・同18号、平成25年県警察訓令15号、平成26年県警察訓令2号・同14号、平成27年県警察訓令2号・同12号、平成28年県警察訓令9号・同15号・同29号、平成29年県警察訓令1号、同6号、同15号、平成30年県警察訓令16号、令和3年県警察訓令19号、令和4年県警察訓令18号・同23号、令和5年県警察訓令13号・同16号・同20号、令和6年県警察訓令1号・同12号・同15号・同22号、令和7年県警察訓令13号・同28号

岐阜県公安委員会事務専決規程（昭和41年10月25日岐阜県公安委員会規程第3号）第3条の規定に基づき、警察本部長（以下「本部長」という。）の専決事項のうち、警察本部の部長、総務室長、課長及び隊長並びに警察署長その他本部長

の定める者に専決させることができる事務は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める事項とする。ただし、重要若しくは異例と認められるもの又は本部長が特に指示した事項については、この限りでない。

〔昭51県警察訓令7号昭56県警察訓令6号平17県警察訓令19号・前文一部改正〕

附 則

この訓令は、昭和41年11月1日から施行する。

別表第 1

(1) 生活安全部長専決事項

区 分	専 決 事 項
風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）	- 第24条第5項の規定による営業所の管理者の解任勧告 - 第24条第6項の規定による管理者講習の実施 - 第31条の9第2項の規定による自動公衆送信装置設置者に対する勧告 - 第31条の10及び第31条の11第2項第2号の規定による年少者の利用防止のための命令 - 第31条の23において準用する第24条第5項の規定による営業所の管理者の解任勧告 - 第31条の23において準用する第24条第6項の規定による管理者講習の実施 - 第38条第5項の規定による少年指導委員に対する研修の実施 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第110条の規定による風俗環境保全協議会の委員の委嘱 - 風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）第6条の規定による役員又は調査員の解任の勧告
警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）	- 第4条の規定による警備業の認定 - 第5条第2項の規定による通知 - 第5条第3項の規定による通知 - 第7条第2項の規定による認定の更新 - 第7条第3項の規定による更新できない旨の通知 - 第22条第2項第2号の規定による警備員指導教育責任者講習の課程を修了した者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者の認定 - 第22条第4項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の不交付の決定

警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号)	8 第22条第7項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の返納の命令 9 第22条第7項の規定による命令を受けて返納された警備員指導教育責任者資格者証の受理 10 第23条第5項において準用する第22条第7項の規定による合格証明書の返納の命令 11 第23条第5項において準用する第22条第7項の規定による命令を受けて返納された合格証明書の受理 12 第42条第2項第2号の規定による機械警備業務管理者講習の課程を修了した者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者の認定 13 第42条第3項において準用する第22条第7項の規定による機械警備業務管理者資格者証の返納の命令 14 第42条第3項において準用する第22条第7項の規定による命令を受けて返納された機械警備業務管理者資格者証の受理 15 第48条の規定による指示 16 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条の規定による審査
府令第一号) 警備業法施行規則 (昭和五十八年総理	1 第4条第2項の規定による医師の診断の要求 2 第39条第3項の規定による警備員指導教育責任者の兼任の承認 3 第44条第1項の規定による指導教育責任者資格者証等の返納命令書の交付 4 第60条の規定による機械警備業務管理者の兼任の承認 5 第63条第2項の規定による医師の診断の要求

八年国家公安委員会規則第二号) 理者に係る講習等に関する規則(昭和五十 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管	1 第3条第4号の規定による第3条第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者の認定
委員会規則第二十号) 警備員等の検定等に関する 規則(平成十七年国家公安	1 第6条第3項の規定による実技試験を行う警察職員の指定 2 第8条第2号の規定による第8条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者の認定 3 附則第8条第2項において準用する第6条第3項の規定による実技試験を行う警察職員の指定
告示第二十一号) 警備員教育を行う者等を定める 規程(平成八年国家公安委員会	1 第1条第4号の規定による警備業法施行規則第38条第1項に規定する基本教育を行うについて十分な能力を有する者の指定 2 第2条第5号の規定による警備業法施行規則第38条第1項に規定する業務別教育を行うについて十分な能力を有する者の指定

警備業法施行細則（平成十八年岐阜県公安委員会規則第一号）	1 第5条第1項の規定による特例対象施設の認定 2 第5条第3項の規定による通知 3 第7条の規定による指定医の指定 4 第8条の規定による指定医の指定の解除
警備業関係事務取扱規程（令和三年岐阜県公安委員会規程第二号）	1 第2条の規定による認定取消通知書による通知 2 第3条の規定による資格者証不交付通知書による通知 3 第7条第1項の規定による指定書の交付 4 第7条第2項の規定による通知 5 第8条第1項の規定による講習担当者の選任 6 第11条第1項の規定による警備員指導教育責任者講習の講師の指定 7 第11条第5項の規定による指定書の交付 8 第14条第5号の規定による合格者の公示 9 第14条第6号の規定による合格決定の取消しに関する手続き 10 第15条第1項の規定による検定担当者の選任 11 第15条第4項の規定による検定補助員の選任 12 第17条の規定による検定実技試験員の指定 13 第18条第4項の規定による1級検定受検資格認定書の交付 14 第18条第5項の規定による1級検定受検資格不認定通知書による通知 15 第19条第6項の規定による合格決定の取消しに関する手続 16 第20条第1項の規定による合格証明書不交付通知書による通知 17 第21条第5項の規定による検定合格者審査成績証明書の交付 18 第23条第1号の規定による検定合格者審査担当者の指定 19 第23条第2号の規定による検定合格者審査試験員の指定 20 第23条第3号の規定による検定合格者審査補助員の指定 21 第25条第1項の規定による立入検査実施計画の策定

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）	1 第131条の2の5第9項の規定による国土交通大臣との協議 2 第131条の2の6第4項の規定による国土交通大臣との協議
古物営業法（昭和二十四年法律第八号）	1 第13条第4項の規定による管理者の解任勧告 2 第21条の5第1項の規定による古物競りあっせん業者の認定 3 第21条の6第1項の規定による外国古物競りあっせん業者の認定 4 古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第23条の規定による盗品等売買等防止団体の承認
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）	1 第17条の規定による是正命令
探偵業務の適性化に関する法律（平成十八年法律第六十号）	1 第14条の規定による指示
不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）	1 第9条第1項の規定による援助の実施 2 第9条第2項の規定による事例分析の実施の事務の委託 3 不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則（平成11年国家公安委員会規則第12号）第1条第2項の規定による援助に必要な書類の提出要請

自 う 則 委 転 者 （ 車 平 の 成 防 六 犯 年 登 国 録 家 を 公 行 安 規 則 第 十 二 号 ）	1 第7条の規定による是正又は改善の勧告 2 第10条の規定による指定団体の廃止等に係る措置命令
イ 利 規 年 ン 用 制 タ 等 第 ー に 八 ネ 関 十 ッ す 三 ト る 号 異 法 性 律 引 （ 紹 平 介 成 事 業 を の 十 五	1 第13条に規定する事業者に対する指示 2 第13条に規定する事業者に対する指示に係る弁明の機会の付与の通知 3 第15条第2項第1号に規定する他の都道府県公安委員会からの処分の移送通知に基づく指示 4 第15条第2項第1号に規定する他の都道府県公安委員会からの処分の移送通知に基づく指示に係る弁明の機会の付与の通知 5 第16条の規定による事業者に対する報告又は資料の提出要求
銃 砲 刀 劍 類 所 持 等 取 締 法 （ 昭 和 三 十 三 年 法 律 第 六 号 ）	1 第5条の3第4項（第9条の14第3項において準用する場合を含む。）の規定による講習会の事務の委託 2 第5条の3の2第4項の規定によるクロスボウ講習会の開催に関する事務の委託 3 第5条の4の規定による技能検定の実施及び合格証明書の交付 4 第5条の5第4項の規定による技能講習の事務の委託 5 第9条の3第1項又は第2項の規定による猟銃等射撃指導員の指定及び指定の解除 6 第9条の3の2第1項又は第2項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定及び指定の解除 7 第9条の4第2項（第9条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による教習射撃指導員等の選任及び解任の届出の受理

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）	8 第9条の7第3項（第9条の11第2項、第10条の6第6項、第10条の8第2項及び第10条の8の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による保管に関する措置の命令 9 第10条の8第1項又は第4項の規定による猟銃等保管業の届出及び廃止の届出の受理 10 第10条の8の2第1項又は第4項の規定によるクロスボウ保管業の届出及び廃止の届出の受理 11 第28条の2第1項又は第7項の規定による猟銃安全指導委員の委嘱又は解嘱 12 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下この項において「令」という。）第21条第2項の規定による猟銃等講習会の開催に関する必要な事項の公表 13 令第24条第2項の規定によるクロスボウ講習会の開催に関する必要な事項の公表 14 令第36条第1項の規定による年少射撃資格講習会の開催に関する必要な事項の公表 15 指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）第13条の規定による指定射撃場の記載事項の変更の届出の受理
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十号（昭和三十三年総理府令第十号）	1 第54条（第68条において準用する場合を含む。）の規定による教習射撃場等の名称等の変更の届出の受理 2 第90条第2項から第4項までの規定による猟銃等保管業届出書の記載事項の変更等の届出の受理及び届出書の交付 3 別表第1の規定による発射された矢による危害を防止する上で有効であると認める措置の認定

(2) 刑事部長専決事項

区 分	専 決 事 項
暴力団員（平成三年法律第七十七号）による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）	- 第6条第4項又は第8条第5項の規定による国家公安委員会からの確認の通知の受理（指定又は指定の取消しの要件に該当しない旨の確認を除く。） - 第7条第4項（第15条の2第8項及び第30条の8第4項において準用する場合を含む。）の規定による公示事項の変更の公示 - 第8条第3項の規定による指定の取消し - 第14条第2項の規定による講習（以下「責任者講習」という。）の計画の決定 - 第33条第1項の規定による報告又は資料の提出要求の決定 - 第35条第4項の規定による他の公安委員会に対する通知 - 第36条第4項の規定による指定又は命令のための協力の要求（定型的な事案の場合を除く。）
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）	- 第11条の規定による補佐人としての付添いの勧告 - 第12条第1項の規定による参考人の意見聴取への出席要求 - 第39条第1項の規定による当事者がその地位を失った場合の措置
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）	- 第2条の規定による指定の公示 - 第3条第2項の規定による変更に係る公示 - 第7条第1項の規定による相談事業規程の制定及び変更の承認 - 第8条第2項の規定による相談事業の開始の届出に係る公示 - 第9条第3項の規定による相談事業の再開に係る公示

暴力追放運動推進センター（平成三年国家公安委員会規則第七号）	6 第12条第3項の規定による報告又は資料の提出要求 7 第13条第1項の規定による役員解任の勧告 8 第13条第2項の規定による暴力追放相談委員の解任の勧告 9 第14条の規定による指定の取消しに係る公示
機関登録情報管理（平成三年国家公安委員会告示第五号）	1 第6条の規定による登録証の交付 2 第14条の規定による事業の実施状況の報告の要求
岐阜県暴力団排除条例（平成二十二年岐阜県条例第五十四号）	1 第20条の規定による関係者に対する説明又は資料の提出の要求 2 第22条第2項の規定による意見を述べる機会の付与

(3) 交通部長専決事項

区 分	専 決 事 項
道路交通法（昭和三十一年法律第百五号）	1 第15条の3第1項の規定による遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出の受理 2 第15条の3第3項の規定による遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する届出番号等の通知 3 第15条の5第1項の規定による遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する報告若しくは資料の提出の要求又は検査若しくは質問 4 第51条の4第14項の規定による滞納処分 5 第51条の8第4項の規定による法人の登録 6 第51条の8第6項の規定による法人登録の更新

道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号)	7 第51条の9の規定による適合命令 8 第51条の13第1項の規定による駐車監視員資格者証の交付 9 第51条の15第1項の規定による放置違反金関係事務の委託 10 第74条の3第8項の規定による是正のために必要な措置をとるべきことの命令 11 第75条第3項の規定による自動車の使用を制限しようとする場合の行政庁に対する意見の聴取（第75条の2第3項において準用する場合を含む。） 12 第75条の2第2項の規定による車両使用制限命令 13 第75条の13第2項の規定による国土交通大臣等に対する意見の聴取（第75条の16第2項において準用する場合を含む。） 14 第75条の16第3項の規定による特定自動運行の許可事項に関する軽微な変更の届出の受理 15 第75条の17の規定による特定自動運行の許可の公示 16 第75条の25第1項の規定による特定自動運行に関する報告若しくは資料の提出の要求又は検査若しくは質問 17 第75条の25第4項の規定による他官公庁等への照会及び協力要請 18 第75条の26第2項の規定による行政庁に対する意見の聴取（第75条の27第2項において準用する場合を含む。） 19 第75条の27第3項の規定による特定自動運行の許可の取消しの公示 20 第75条の29の規定による特定自動運行の許可の取消し等の報告 21 第90条第1項の規定による運転免許（以下この項において「免許」という。）の拒否及び90日以上免許の保留 22 第90条第5項の規定による90日以上免許の効力の停止 23 第97条の規定による運転免許試験の実施及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下この項において「施行規則」という。）第24条第8項の規定による技能試験に従事する職
---------------------------------	--

員の指定及び解除

- 24 第97条の3の規定による不正手段により運転免許試験を受け又は受けようとした者に対する運転免許試験の90日以上の受験の停止
- 25 第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定に基づく技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下この項において「技能検定員審査等に関する規則」という。）第1条の規定による技能検定員の審査及び第10条の規定による教習指導員の審査（審査細目のすべてが免除されるものを除く。）
- 26 技能検定員審査等に関する規則第5条及び第13条の規定による審査合格証明書の交付
- 27 技能検定員審査等に関する規則第9条及び第16条第2項の規定による資格者証の返納の命令
- 28 第99条の7第1項及び第2項の規定による指定自動車教習所に対する適合命令等
- 29 第103条第1項の規定による90日以上の免許の効力の停止
- 30 第104条の2の3第3項の規定による臨時認知機能検査の未受検、臨時高齢者講習の未受講、医師の診断書の提出命令違反又は臨時適性検査の未受検に係る90日以上の免許の効力の停止
- 31 第108条の5第3項の規定による運転適性指導員及び運転習熟指導員の解任命令に対する弁明をなすべき日時及び場所並びに当該処分をしようとする理由の通知
- 32 第108条の6第1項の規定による講習業務規程の認可及び変更届出の受理
- 33 第108条の8の規定による指定講習機関に対する適合命令等
- 34 第108条の9の規定による指定講習機関に対する必要な報告又は資料の提出要求
- 35 第108条の11第2項の規定による指定の取消しに対する弁明をなすべき日時及び場所並びに当該処分をしようとする理由の

道路交通法 (昭和三十 五年法律第 百五号)	通知 36 第108条の29第1項の規定による地域交通安全活動推進委員の委嘱 37 第108条の29第5項の規定による地域交通安全活動推進委員の解嘱 38 第108条の29第6項及び第108条の30第4項の規定に基づく地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号。以下この項において「地域交通安全活動推進委員等に関する規則」という。)第15条の規定による勧告 39 第108条の31第8項の規定に基づく交通安全活動推進センターに関する規則(平成10年国家公安委員会規則第3号。以下この項において「交通安全活動推進センターに関する規則」という。)第7条第1項の規定による事業計画書及び収支予算書の受理 40 交通安全活動推進センターに関する規則第7条第2項の規定による事業報告書及び収支決算書の受理 41 交通安全活動推進センターに関する規則第7条第3項の規定による交通安全活動推進センターの財産の状況及び事業の運営に関する報告又は資料の提供の請求 42 第110条の2第1項の規定による知事、その他関係地方公共団体の長に対する交通公害に関する資料の提供請求 43 第110条の2第2項の規定による知事及び関係地方行政機関の長の意見聴取 44 第110条の2第3項の規定による道路管理者の意見聴取又は緊急に行った交通規制についての事後通知 45 第110条の2第4項の規定による高速自動車国道の管理者との協議又は緊急に行った交通規制についての事後通知 46 第110条の2第5項の規定による当該地方公共団体の意見聴取又は緊急に行った交通規制についての事後通知
---	--

道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号)	47 第110条の2第6項の規定による当該地方公共団体の意見聴取 48 第110条の2第7項の規定による路上駐車場設置計画を定めなければならない者の意見聴取 49 第111条の規定による道路の交通に関する調査及び結果の通知 50 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下この項において「委託規則」という。）第6条の規定による駐車監視員資格者講習の公示 51 委託規則第8条の規定による駐車監視員資格者講習の実施 52 委託規則第9条第1項の規定による駐車監視員資格者講習終了証明書の交付 53 委託規則第10条第1項の規定による認定 54 委託規則第10条第4項の規定による認定書の交付 55 施行規則第9条の9の規定による安全運転管理者等の能力の認定 56 施行規則第9条の19の規定による特定自動運行の許可証の交付及び再交付 57 施行規則第9条の22の規定による知事等に対する意見の聴取（施行規則第9条の23第2項において準用する場合を含む。） 58 施行規則第9条の23第3項の規定による特定自動運行の許可証の返納及び再交付 59 施行規則第9条の25第3項の規定による特定自動運行の許可証の書換え 60 施行規則第9条の33の規定による特定自動運行の許可の取消し又は停止に係る通知 61 施行規則第9条の38第1項及び第3項の規定による特定自動運行の許可証の返納 62 施行規則第9条の38第4項の規定による特定自動運行の許可証の返納に伴う公示 63 施行規則第29条の3第2項の規定による専門的な知識を有す
---------------------------------	---

道路 交通 法 (昭和三十 五年法律第 百五号)	る医師の認定 64 施行規則第31条の5第3項の規定による届出をした自動車教習所の届出事項の変更の受理 65 施行規則第33条第5項第2号二の規定による教習指導員の認定 66 施行規則第36条の規定による指定申請書の記載事項の変更の受理 67 運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第5条第1項の規定による運転免許取得者等教育を行う者からの認定申請の受理 68 運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号)第6条第1項の規定による運転免許取得者等検査を行う者からの認定申請の受理
自適十三 動性年 車化律 運に第 転関五 代する 行法律 業の第 務の五 の七 成号)	1 第5条第2項の規定による認定 2 第5条第4項の規定による国土交通大臣との協議 3 第7条第2項の規定による国土交通大臣との協議 4 第21条第1項の規定による立入検査等 5 第22条第1項の規定による指示 6 第23条第3項の規定による国土交通大臣との協議 7 第24条第2項の規定による国土交通大臣との協議 8 第25条第2項の規定による指示
行政第八 手十八 続号 法(平 (成 五 年 法 律	1 第11条第2項の規定による複数の行政庁が関与する場合の相互連絡、説明の共同聴取等による審査の促進 2 第16条第3項の規定による代理人の資格を証明する書面の確認 3 第16条第4項の規定による代理人の資格を失った旨の届出の受理 4 第17条第3項において準用する第16条第3項の規定による代理人の資格を証明する書面の確認

行政手続法 （平成五年法律第八十八号）	5 第17条第3項において準用する第16条第4項の規定による代理人の資格を失った旨の届出の受理 6 第18条第1項の規定による資料の閲覧要求の受理 7 第18条第3項の規定による資料の閲覧日時・場所の指定 8 第19条第1項の規定による聴聞を主宰する職員の指名 9 第20条第6項の規定による審理の公開の判断 10 第24条第4項の規定による聴聞調書及び報告書の閲覧の要求に対する許可 11 第29条第1項の規定による口頭による弁明の機会の付与
聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第二十六号）	1 第3条第3項の規定による聴聞を主宰する職員の指名
その他	1 道路法（昭和27年法律第180号）第95条の2第1項及び第2項の規定による道路管理者からの協議に対する回答及び緊急に行われた通行の禁止又は制限の通知の受理 2 高速自動車国道法第24条の2の規定による国土交通大臣（国土交通大臣の職務権限を代行する者を含む。）への意見又は緊急に行われた通行の禁止又は制限の通知の受理 3 都市公園法（昭和31年法律第79号）に係る「園内移動用施設の設置に関する警察庁と建設省との覚書」（昭和57年5月15日付け警察庁丁規発第33号、建設省都公緑発第45号）に基づく意見聴取に対する意見（回答）

(4) 総務室長専決事項

区 分	専 決 事 項
犯罪被害者等給付金の支給 等に関する法律（昭和五十五年法律第三十六）	- 第13条第1項の規定による関係人に対する報告命令、物件の提出命令、出頭命令又は受診命令 - 第13条第2項の規定による公務所又は公私の団体への照会及び報告聴取 - 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第6号）第23条第2項の規定による申請書に添付しなければならない書類の省略
犯罪被害者等早期支援団体に関する規則（平成十四年国家公安委員会規則第一号）	- 第2条の規定による指定の公示 - 第3条第1項の規定による第1条第1項第1号又は第2号に掲げる事項（名称を除く。）の変更に係る届出書の受理 - 第3条第2項の規定による第1条第1項第3号に掲げる事項、同条第2項第6号の事業規程又は同項第7号の情報管理規程の変更の承認 - 第3条第3項の規定による変更に係る公示 - 第3条第4項の規定による第1条第2項第1号から第5号までに掲げる書類又は同項第8号から第10号までに掲げる書類の内容の変更に係る書類の受理 - 第8条第1項の規定による事業計画書及び収支予算書の受理 - 第8条第2項の規定による事業報告書及び収支決算書の受理 - 第8条第3項の規定による財政の状況又はその事業の運営に関する報告又は資料の提出の要求 - 第11条の規定による関係機関への意見聴取 - 第12条の規定による指定の取消しの公示

オウム真理教犯罪被害者等を救済する法律（平成二十年法律第八十号）	1 第8条第1項の規定による関係人に対する報告命令、物件の提出命令、出頭命令又は受診命令 2 第8条第2項の規定による公務所又は公私の団体への照会及び報告聴取
国外犯罪被害者慰金等（平成二十八年法律第七十三号）	1 第13条第1項の規定による申請をした者その他の関係人に対する報告命令、文書その他の物件の提出命令又は出頭命令又は受診命令 2 第13条第2項の規定による外務省その他の公務所又は公私の団体に対する必要な事項の報告その他の協力の要請
遺失物法施行規則（公安委員会規則第六号）	1 規則第29条第1項の規定による変更届出の受理 2 規則第29条第2項の規定による変更事項の公示 3 規則第29条第3項の規定による記載事項変更届出の受理

(5) 各課長共通専決事項

区 分	専 決 事 項
行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）	1 第23条の規定による審査請求書の補正の命令

行政手続法 (平成五年 法律第八十 号)	1 第5条第3項の規定による審査基準の公表 2 第6条の規定による標準処理期間の公表 3 第12条第1項の規定による処分基準の公表
-------------------------------	---

(6) 生活安全総務課長専決事項

区 分	専 決 事 項
警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号)	1 第11条第2項の規定による他の公安委員会への通知 2 第22条第2項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の交付 3 第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習の実施 4 第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習の受講の申込みの受理 5 第22条第5項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の書換え 6 第22条第6項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の再交付 7 第22条第8項の規定による警備員の指導及び教育に関する講習の実施 8 第23条第1項の規定による検定の実施 9 第23条第4項の規定による合格証明書の交付 10 第23条第5項において準用する第22条第5項の規定による合格証明書の書換え 11 第23条第5項において準用する第22条第6項の規定による合格証明書の再交付 12 第42条第2項の規定による機械警備業務管理者資格者証の交付 13 第42条第2項第1号の規定による機械警備業務管理者講習の受講の申込みの受理

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）	14 第42条第2項第1号の規定による機械警備業務管理者講習の実施 15 第42条第3項において準用する第22条第5項の規定による機械警備業務管理者資格者証の書換え 16 第42条第3項において準用する第22条第6項の規定による機械警備業務管理者資格者証の再交付 17 第46条の規定による報告の徴収等 18 第47条第1項の規定による立入検査の実施 19 第50条第2項の規定による行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項の通知及び聴聞の期日・場所の公示
等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号） 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習	1 第2条の規定による警備員指導教育責任者講習の実施に関する公示 2 第5条第2項の規定による警備員指導教育責任者講習の修了考査の出題 3 第7条第1項の規定による警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付 4 第7条第2項の規定による警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付 5 第10条の規定による現任指導教育責任者講習の通知 6 第11条第2項の規定による機械警備業務管理者講習の修了考査の出題 7 第12条第1項の規定による機械警備業務管理者講習修了証明書の交付 8 第12条第2項において準用する第7条第2項の規定による機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付 9 第13条において準用する第2条の規定による機械警備業務管理者講習の実施に関する公示

警備員等の検定等に関する規則 (平成十七年公安委員会規則第二十号)	1 第7条の規定による検定の実施の公示 2 第10条の規定による受検票の交付 3 第11条の規定による成績証明書の交付 4 第12条第1項の規定による成績証明書の書換え 5 第12条第2項の規定による成績証明書の再交付 6 附則第9条の規定による検定合格者審査の実施の公示 7 附則第10条の規定による検定合格者審査の申請の受理
警備業法施行細則 (平成十八年岐阜県公安委員会規則第一号)	1 第9条の規定による告示
警備業関係事務取扱規程 (令和三年岐阜県公安委員会規程第二号)	1 第16条第2項の規定による検定実施計画書の作成 2 第25条第2項の規定による身分証明書の交付
航空法(昭和二十七年法律第二十三号)	1 第134条第5項の規定による国土交通大臣との協議
質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)	1 第7条第2項の規定による保管設備の基準の告示 2 第26条第2項の規定による聴聞の期日及び場所の通知並びに公示 3 第27条の規定による他の公安委員会への通知

古物営業法 (昭和二十四年法律第百八号)	1 第8条の2の規定による古物商の閲覧等 2 第22条第2項の規定による身分を証明する証票の発行 3 第25条第2項の規定による聴聞の通告及び公示 4 第26条の規定による盗品等に関する情報の提供 5 古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号。以下この項において「規則」という。)第12条の規定による行商従業者証及び標識の承認及び公示 6 規則第19条の7第1項の規定による古物競りあっせん業者に係る認定の通知及び公示 7 規則第19条の7第2項の規定による古物競りあっせん業者不認定の通知 8 規則第19条の10第2項の規定による認定古物競りあっせん業者取消しの公示 9 規則第19条の12の規定による認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の通知及び公示 10 規則第19条の12の規定による認定外国古物競りあっせん業者不認定の通知 11 規則第19条の14第2項の規定による認定外国古物競りあっせん業者取消しの公示 12 規則第24条第1項の規定による盗品売買等防止団体に係る承認の通知及び公示 13 規則第24条第2項の規定による盗品売買等防止団体不承認の通知 14 規則第25条第1項の規定による盗品売買等防止団体に係る変更の届出の受理 15 規則第25条第3項の規定による盗品売買等防止団体に係る変更の公示 16 規則第25条第4項の規定による盗品売買等防止団体に係る変更の届出の受理 17 規則第25条第5項の規定による盗品売買等防止団体に係る業
---------------------------------	--

古物営業法 (昭和二十四年法律第百八号)	務規程又は情報管理規程の変更の認可 18 規則第26条第1項の規定による盗品売買等防止団体に係る事業計画書及び収支予算書の受理 19 規則第26条第2項の規定による盗品売買等防止団体に係る事業報告書及び収支計算書の受理 20 規則第26条第3項の規定による報告又は資料の提出要求 21 規則第27条の規定による勧告 22 規則第28条第1項の規定による回答業務廃止の届出の受理 23 規則第28条第3項の規定による回答業務廃止の届出の公示 24 規則第29条第2項の規定による盗品等売買等防止団体に係る承認の取り消しの公示
探偵業の業務の適性化に関する法律 (平成十八年法律第六十号)	1 第13条第2項の規定による立入身分証明書の交付

る法律（平成十五年法律第八十三号） て児童を誘引する行為の規制等に関する インターネット異性紹介事業を利用し	1 第15条第1項及び第3項の規定による他の都道府県公安委員会に対する処分の移送通知 2 第17条第1項の規定による国家公安委員会に対する事業者に係る情報の報告 3 第17条第2項の規定による他の都道府県公安委員会に対する事業者に係る情報の通報 4 第20条の規定による登録誘引情報提供機関に対する事業者に係る情報の提供
公安委員会規則第十二号） 定に關する規則（平成六年国家 自轉車の防犯登録を行う者の指	1 第3条第1項の規定による変更の届出の受理 2 第3条第2項の規定による防犯登録業務の実施要領の変更の承認 3 第5条第1項の規定による事業計画書及び収支予算書の受理 4 第5条第2項の規定による事業報告書及び収支決算書の受理 5 第6条の規定による報告又は資料の提出要求 6 第11条第1項の規定による指定等の公示 7 第11条第2項の規定による登録業務の休止の承認等に係る公示
る条例（平成二十五年岐阜県条 岐阜県使用済金属類営業に關す	1 第22条第3項の規定による身分を示す証票の発行 2 第25条第2項の規定による聴聞の通知及び公示

岐阜県条例第四十号 関する条例（平成二十六年 岐阜県風俗案内業の規制に	1 第16条第3項の規定による身分を示す証明書の発行 2 第17条第2項の規定による聴聞の通知及び公示
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）	1 第5条の3第1項の規定による講習会の開催及び同条第2項の規定による講習修了証明書の交付 2 第5条の3第3項（第5条の4第3項、第5条の5第3項、第9条の5第4項、第9条の10第3項、第9条の14第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。）に規定する講習修了証明書等の書換え及び再交付 3 第5条の3の2第1項の規定によるクロスボウ講習会の開催 4 第5条の3の2第2項の規定による講習修了証明書の交付 5 第5条の3の2第3項の規定による講習修了証明書の書換え又は再交付 6 第5条の5第1項の規定による技能講習の開催及び同条第2項の規定による技能講習修了証明書の交付 7 第9条の14第1項の規定による年少射撃資格講習会の開催及び同条第2項に規定する年少射撃資格講習修了証明書の交付 8 第12条第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の通知及び公示 9 第14条第4項の規定による銃砲等の登録通知の受理 10 第16条第2項の規定による銃砲等の登録証の返納通知の受理 11 第17条第3項の規定による銃砲等の譲受け等の届出通知の受理 12 第18条の2第3項の規定による刀剣類の製作の承認通知の受

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）	理 13 第28条の2第6項の規定による猟銃安全指導委員への研修の実施 14 第29条第1項の規定による申出の受理 15 第29条第2項の規定による申出に対する調査 16 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下この項において「令」という。）第27条第1項の規定による技能検定実施の日時等の通知 17 令第28条第1項の規定による技能講習実施の日時等の通知
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第16号）	1 第117条の規定による台帳の整理（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第2項、第5条の3の2第2項又は第5条の4第2項の規定により講習修了証明書又は技能検定合格証明書を交付する場合及び同法第10条の8第1項の規定により猟銃等保管業の届出を受ける場合に限る。）
火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）	1 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）第4条の規定による都道府県公安委員会との連絡等
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）	1 第20条第2項の規定による遊技機の認定 2 第20条第4項の規定による遊技機の検定 3 第31条の9第3項の規定による勧告前の総務大臣との協議 4 第31条の6第1項及び第3項、第31条の11第1項及び第3項、第31条の21第1項及び第3項並びに第35条の4第3項及び第5項の規定による処分移送通知書の送付 5 第37条第3項の規定による身分を示す証明書の発行 6 第41条第2項の規定による聴聞の期日及び場所等の通知及び公示 7 第41条の3第1項の規定による国家公安委員会への報告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）	8 第41条の3第2項の規定による他の公安委員会への通報 9 第42条の規定による飲食店営業、浴場業営業、興行場営業及び旅館業の停止を命じたときの当該営業の所轄庁に対して行う処分の通知 10 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下この項において「施行規則」という。）第40条第1項の規定による管理者講習の通知 11 施行規則第97条第4項において準用する施行規則第40条第1項の規定による管理者講習の通知 12 風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号。以下「浄化協会規則」という。）第2条及び第3条第2項の規定による名称等の公示 13 浄化協会規則第3条第1項の規定による変更の届出の受理 14 浄化協会規則第5条第1項の規定による事業計画書及び収支予算書の受理 15 浄化協会規則第5条第2項の規定による事業報告書及び収支決算書の受理 16 浄化協会規則第5条第3項の規定による報告又は資料の提出要求 17 浄化協会規則第7条の規定による指定の取消しの公示 18 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第1条の2の規定による遊技機の認定申請に係る補正の要求 19 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第2条の規定による遊技機の認定に関する試験等 20 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第3条第1項及び第2項の規定による遊技機の認定通知 21 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第3条第3項の規定による遊技機の不認定通知 22 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第5条第2項の
--	--

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）	規定による遊技機の認定の取消しに関する弁明の機会の付与 23 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第5条第3項の規定による遊技機の認定取消通知 24 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第7条第1項の規定による遊技機の検定申請書の受理 25 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第7条の2第1項の規定による確認 26 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第7条の2第2項の規定による確認申請書の受理 27 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第7条の2第3項の規定による確認証明書の交付 28 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第7条の2第4項の規定による変更届出書の受理 29 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第7条の2第5項の規定による廃止届出書の受理 30 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第7条の2第7項の規定による確認の取消通知 31 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第7条の3の規定による遊技機の検定申請に係る補正の要求 32 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第8条の規定による遊技機の検定に関する試験等 33 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第9条第1項及び第2項の規定による遊技機の検定通知及び公示 34 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第11条第3項の規定による遊技機の検定の取消しにかかる弁明の機会の付与 35 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第11条第4項の規定による遊技機の検定取消通知及び公示 36 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第12条第1項の規定による指定試験機関への試験事務の委託の公示 37 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第29条第1項の
---	---

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）	規定による試験事務の委託後の公安委員会による試験事務の実施 38 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第29条第2項の規定による試験事務の委託後の公安委員会による試験事務の実施についての公示
核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号）	1 第59条第5項の規定による運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付 2 第59条第6項の規定による運搬に関する指示 3 第59条第7項の規定による運搬証明書への指示事項の記載 4 第59条第9項の規定による運搬証明書の書換え 5 第59条第10項の規定による運搬証明書の再交付 6 第67条の規定による報告徴収 7 第68条第1項の規定による立入検査等 8 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下この項において「施行令」という。）第50条の規定による返納される運搬証明書の收受 9 施行令第51条の規定による都道府県公安委員会との間の連絡等
放射線障害防止に関する法律（昭和三十三年法律第百六十七号）	1 第18条第5項及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和35年政令第259号。以下この項において「施行令」という。）第17条並びに放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号。以下この項において「府令」という。）第2条の規定による放射性同位元素等の運搬及び記載事項変更の届出に関する処理等 2 第18条第6項、施行令第18条及び府令第3条の規定による放射性同位元素等の運搬に対する指示等 3 第42条第1項及び府令第5条の規定による報告の徴収等 4 第43条の2第1項の規定による事業者の事務所又は事業所へ

放射線障害の防止に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号）	の立入検査等 5 施行令第18条の規定による都道府県公安委員会の間の連絡等
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十	1 第56条の27第1項の規定による届出の受理及び運搬証明書の交付 2 第56条の27第2項及び第3項の規定による指示等 3 第56条の31の規定による立入検査等 4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号。以下「令」という。）第21条の規定による運搬証明書の書換え 5 令第22条の規定による運搬証明書の再交付 6 令第23条の規定による不要となった運搬証明書の返納の受理 7 令第24条の規定による都道府県公安委員会間の連絡等
行政手続法（平成五年法律第八十八号）	1 第16条第3項の規定による代理人の資格を証明する書面の確認 2 第16条第4項の規定による代理人の資格を失った旨の届出の受理 3 第17条第3項において準用する第16条第3項の規定による代理人の資格を証明する書面の確認 4 第17条第3項において準用する第16条第4項の規定による代理人の資格を失った旨の届出の受理 5 第18条第1項の規定による資料の閲覧要求の受理 6 第18条第3項の規定による資料の閲覧日時・場所の指定 7 第19条第1項の規定による聴聞を主宰する職員の指名。ただし、次に掲げる事案は除く。

行政手続法（平成五年法律第八十八号）	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条第1号及び第2号並びに第26条第1項の規定による営業の許可の取消し、第30条第2項、第31条の5第2項、第31条の6第2項第3号及び第31条の15第2項の規定による営業の廃止、第31条の25第1項の規定による営業の許可の取消し並びに第39条第4項の規定による都道府県風俗環境浄化協会の指定の取消しに係る事案 (2) 警備業法（昭和47年法律第117号）第8条第1号及び第2号の規定による認定の取消し並びに第49条第2項の規定による営業の廃止に係る事案 (3) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第25条の規定による許可の取消しに係る事案 (4) 古物営業法（昭和24年法律第108号）第6条第1号及び第2号並びに第24条の規定による許可の取消しに係る事案 (5) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第15条第2項の規定による営業の廃止に係る事案 (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第14条第2項の規定による営業の廃止に係る事案 (7) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第11条の規定による許可の取消し及び第11条の3の規定による認定の取消しに係る事案 8 第20条第6項の規定による審理の公開の判断
---------------------------	---

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第二十六号）	1 第3条第3項の規定による聴聞を主宰する職員の指名。ただし、次に掲げる事案は除く。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条第1号及び第2号並びに第26条第1項の規定による営業の許可の取消し、第30条第2項、第31条の5第2項、第31条の6第2項第3号及び第31条の15第2項の規定による営業の廃止、第31条の25第1項の規定による営業の許可の取消し並びに第39条第4項の規定による都道府県風俗環境浄化協会の指定の取消しに係る事案 (2) 警備業法（昭和47年法律第117号）第8条第1号及び第2号の規定による認定の取消し並びに第49条第2項の規定による営業の廃止に係る事案 (3) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第25条の規定による許可の取消しに係る事案 (4) 古物営業法（昭和24年法律第108号）第6条第1号及び第2号並びに第24条の規定による許可の取消しに係る事案 (5) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第15条第2項の規定による営業の廃止に係る事案 (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第14条第2項の規定による営業の廃止に係る事案 (7) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第11条の規定による許可の取消し及び第11条の3の規定による認定の取消しに係る事案 2 第9条第1項の規定による当事者の申出又は職権による聴聞の期日又は場所の変更 3 第9条第2項の規定による変更申出書の受理 4 第9条第3項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知 5 第10条第1項の規定による文書閲覧請求書の受理 6 第10条第2項の規定による閲覧日時・場所の通知
---	---

聴聞及び弁明の機会（平成六年国家公安委員会規則第二十六号）の付与に関する規則	7 第12条第1項の規定による審理の公開の通知及び聴聞期日・場所の公示 8 第19条第1項の規定による聴聞調書等閲覧請求書の受理 9 第19条第2項の規定による閲覧日時・場所の指定及び通知 10 第21条第1項の規定による弁明録取者の指名 11 第22条第3項の規定による弁明調書の受理 12 第24条第2項において準用する第9条第1項の規定による当事者の申出又は職権による弁明の日時又は場所の変更 13 第24条第2項において準用する第9条第2項の規定による変更申出書の受理 14 第24条第2項において準用する第9条第3項の規定による弁明の日時又は場所の変更の通知
岐阜県行政手続条例（平成七年岐阜県条例第三十六号）	1 第16条第3項の規定による代理人の資格を証明する書面の確認 2 第16条第4項の規定による代理人の資格を失った旨の届出の受理 3 第17条第3項において準用する第16条第3項の規定による代理人の資格を証明する書面の確認 4 第17条第3項において準用する第16条第4項の規定による代理人の資格を失った旨の届出の受理 5 第18条第1項の規定による資料閲覧要求の受理 6 第18条第3項の規定による資料の閲覧日時・場所の指定 7 第19条第1項の規定による聴聞を主宰する職員の指名。ただし、次に掲げる事案は除く。 (1) 岐阜県使用済金属類営業に関する条例（平成25年岐阜県条例第28号）第8条第1号及び第2号に規定する許可の取消し並びに第24条第1項及び第2項の規定による営業の許可の取消しに係る事案 (2) 岐阜県風俗案内業の規制に関する条例（平成26年岐阜県条

岐阜県行政手続 条例（平成七年 十六号）第三	例第40号）第15条の規定による風俗案内業の廃止に係る事案 8 第20条第6項の規定による審理の公開の判断
聴聞及び弁明の機会 の付与に関する規則 （平成八年岐阜県 公安委員会規則第 4号）	1 第3条第3項の規定による聴聞を主宰する職員の指名。ただし、次に掲げる事案は除く。 (1) 岐阜県使用済金属類営業に関する条例（平成25年岐阜県条例第28号）第8条第1号及び第2号に規定する許可の取消し並びに第24条第1項及び第2項の規定による営業の許可の取消しに係る事案 (2) 岐阜県風俗案内業の規制に関する条例（平成26年岐阜県条例第40号）第15条の規定による風俗案内業の廃止に係る事案 2 第9条第1項の規定による当事者の申出又は職権による聴聞の期日又は場所の変更 3 第9条第2項の規定による変更申出書の受理 4 第9条第3項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知 5 第10条第1項の規定による文書閲覧請求書の受理 6 第10条第2項の規定による閲覧日時・場所の通知 7 第12条第1項の規定による審理の公開の通知及び聴聞期日・場所の公示 8 第19条第1項の規定による聴聞調書等閲覧請求書の受理 9 第19条第2項の規定による閲覧日時・場所の指定及び通知 10 第21条第1項の規定による弁明録取者の指名 11 第22条第3項の規定による弁明調書の受理 12 第24条第2項において準用する第9条第1項の規定による当事者の申出又は職権による弁明の日時又は場所の変更 13 第24条第2項において準用する第9条第2項の規定による変更申出書の受理 14 第24条第2項において準用する第9条第3項の規定による弁

会規則第4号) 成八年岐阜県公安委員 付与に関する規則(平 聴聞及び弁明の機会の	明の日時又は場所の変更の通知
---	----------------

(7) 少年課長専決事項

区 分	専 決 事 項
法律第百二十二号) 業務の適正化等に関する 風俗営業等の規制及び	1 少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号)第8条の規定による解嘱のための弁明の機会の通知

(8) 生活環境課長専決事項 削除

(9) 機動警察センター長専決事項

区 分	専 決 事 項
法律第百五号) 道路交通法(昭和三十一年法	1 第108条の34の規定による行政庁又は使用者に対する通知

(10) 組織犯罪対策課長専決事項

区 分	専 決 事 項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）	1 第5条第2項（第15条の2第8項及び第9項並びに第30条の8第4項及び第5項において準用する場合を含む。）又は第34条第2項（第35条第5項において準用する場合を含む。）の規定による意見聴取の期日、場所等の通知及び公示 2 第7条第1項（第8条第7項、第15条の2第8項及び第9項、第15条の4第2項、第30条の8第4項及び第5項並びに第30条の12第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の公示 3 第7条第3項（第8条第7項、第15条の2第8項及び第9項、第15条の4第2項、第30条の8第4項及び第5項並びに第30条の12第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の通知 4 第13条の規定による申出の受理及び援助を行う旨の決定（警察署限りで行うことが可能な援助を除く。） 5 第14条第1項の規定による事業者への援助を行う旨の決定（警察署限りで行うことが可能な援助を除く。） 6 第14条第2項の規定による講習（以下「責任者講習」という。）の計画の実施 7 第15条第4項の規定による標章の貼り付け（第35条第1項の規定による命令に係るものを除く。） 8 第15条第5項の規定による標章の取り除き（第35条第1項の規定による命令に係るものを除く。） 9 第15条の2第5項の規定による標章の貼り付け 10 第15条の2第6項の規定による標章の取り除き 11 第28条第1項の規定による援護等の措置を行う旨の決定 12 第28条第3項の規定による離脱希望者の状況について暴力追放推進センターから報告を求める旨の決定

暴する法律 力団員による 不当な行為の 防止等に関 する法律（平成 三年法律第七 十七号）	13 第30条の11第3項の規定による標章の貼り付け（第35条第1項の規定による命令に係るものを除く。） 14 第30条の11第4項の規定による標章の取り除き（第35条第1項の規定による命令に係るものを除く。） 15 第33条第1項の規定による立入りの実施の決定 16 第36条第1項又は第3項の規定による国家公安委員会への報告 17 第36条第2項又は第3項の規定による国家公安委員会からの通報の受理 18 第36条第4項の規定による指定又は命令のための定型的な事案に係る協力の要求
暴三年 力団員による 不当な行為の 防止等に関 する法律施行 規則（平成 三年）	1 第14条第1項及び第15条の規定による援助の措置の決定 2 第16条第1項の規定による被害回復アドバイザーの運用 3 第17条第1項の規定による責任者の届出の受理 4 第19条第1項の規定による責任者講習の通知 5 第19条第2項の規定による責任者講習受講申込みの受理 6 第19条第3項の規定による受講修了書の交付 7 第24条の規定による離脱の意志を有する者に対する援護の措置等 8 第25条第1項の規定による社会復帰アドバイザーの運用 9 第26条第1項の規定による暴力追放推進センターからの連絡の受理 10 第34条の規定による報告調書の作成 11 第35条第1項の規定による提出資料の受理及び提出資料目録の作成 12 第35条第2項の規定による提出資料目録の写しの作成 13 第35条第3項の規定による提出資料の返還 14 第39条又は第40条第1項の規定による他の公安委員会に対する必要な事項の照会及び回答

家公安委員会規則第四号) に關する法律施行規則(平成三年国 暴カ団員による不當な行為の防止等	15 第40条第2項の規定による他の公安委員会に対する関係書類 その他の物件の送付 16 第41条第1項の規定による他の公安委員会に対する協力の依 頼及び他の公安委員会への協力 17 第41条第2項の規定による他の公安委員会に対する連絡及び 措置 18 第47条第3項の規定による郵便による送達に係る記録の作成 19 第48条第3項の規定による交付送達に係る記録の作成
見聴取の実施に關する規則(平成三年国家公安委員会規則第五号) 暴カ団員による不當な行為の防止等	1 第5条第1項の規定による忌避の申出の受理 2 第9条第1項の規定による代理人選任届出の受理 3 第10条第1項の規定による補佐人の意見聴取への出席に係る 申請の受理 4 第10条第2項の規定による補佐人の意見聴取への出席に係る 許可の通知 5 第11条の2第1項の規定による出頭及び意見の陳述に係る申 請の受理 6 第11条の2第2項の規定による出頭及び意見の陳述に係る許 可の通知 7 第12条第2項の規定による参考人の意見聴取への出席に係る 申出の受理 8 第12条第3項の規定による参考人の意見聴取への出席に係る 通知 9 第16条第1項の規定による意見聴取の期日又は場所の変更の 申出の受理 10 第16条第3項の規定による意見聴取の期日又は場所の変更時 の通知及び公示 11 第17条第1項の規定による陳述書の提出要求

規則（平成三年国家公安委員会規則第五号） 法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する 暴力団員による不当な行為の防止等に関する	12 第17条第2項の規定による陳述書の受理 13 第23条第2項の規定による意見聴取続行の通知及び公示 14 第34条第2項の規定による意見聴取期日外における証拠調に係る通知及び立ち会う機会の付与 15 第35条第1項の規定による証拠書類等の受理及び提出物目録の作成 16 第40条第2項の規定による意見聴取の再開に係る通知及び公示
員会規則第七号） する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号） 暴力追放運動推進センターに関する	1 第1条第1項の規定による指定に係る申請の受理 2 第3条第1項の規定による名称等の変更に係る書面の受理 3 第3条第3項の規定による変更に係る書類の受理 4 第8条第1項の規定による相談事業の開始に係る届出の受理 5 第9条第1項の規定による相談事業の休廃止に係る届出の受理 6 第9条第2項の規定による相談事業の再開に係る届出の受理 7 第12条第1項の規定による事業計画書及び収支予算書の受理 8 第12条第2項の規定による事業報告書及び収支決算書の受理
安委会告示第五号） 録規程（平成三年国家公安委員会告示第五号） 不当要求情報管理機関登	1 第6条の規定による登録証の交付 2 第14条の規定による事業の実施状況の報告の要求

岐阜県暴力団排除条例施行規則（平成二十三年岐阜県公安委員会規則第七号）	1 第2条第2項の規定による説明・資料提出書の受理 2 第3条第1項の規定による説明の聴取指示 3 第3条第2項の規定による口頭による説明の日時又は場所の変更の申出の受理 4 第3条第3項の規定による口頭による説明の日時又は場所の変更 5 第3条第4項の規定による口頭による説明の日時又は場所の決定の通知 6 第7条第1項の規定による意見を述べる機会の通知 7 第7条第2項の規定による申述書の受理 8 第7条第3項の規定による証拠資料の受理 9 第8条第1項の規定による意見の聴取指示 10 第8条第2項の規定による口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更の申出の受理 11 第8条第3項の規定による口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更 12 第8条第4項の規定による口頭による意見の聴取の日時又は場所の決定の通知 13 第9条第3項の規定による代理人選任届出書の受理 14 第9条第4項の規定による代理人資格喪失届出書の受理
--	---

(11) 交通企画課長専決事項

区 分	専 決 事 項
道路交通法（昭和三十三年法律第五号）	1 第74条の3第5項の規定による安全運転管理者等の選任及び解任の届出の受理 2 第74条の3第6項の規定による安全運転管理者等の解任の命令 3 第75条の2の2第1項の規定による安全運転管理者を選任している自動車の使用者又は安全運転管理者に対する必要な報告

道路交通法 (昭和三十一年法律第百五号)	又は資料の提出の命令 4 第108条の2第1項第1号、第15号及び第16号の規定による講習 5 第108条の3の5の規定による特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令 6 第108条の3の6の規定による特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令等の報告及び通報の受理 7 地域交通安全活動推進委員等に関する規則第1条第2項の規定による委嘱時における住民への周知徹底 8 地域交通安全活動推進委員等に関する規則第8条第2項の規定による講習の実施 9 地域交通安全活動推進委員等に関する規則第10条の規定による解嘱の通知及び弁明の機会の付与 10 地域交通安全活動推進委員等に関する規則第14条の規定による報告又は資料の提出命令
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成十三年法律第五十七号)	1 第5条第2項の規定による認定の通知 2 第5条第3項の規定による認定の拒否の通知 3 第8条第2項の規定による国土交通大臣への通知 4 第9条第3項の規定による国土交通大臣への通知 5 第21条第1項の規定による報告等 6 第22条第1項の規定による国土交通大臣への通知 7 第22条第2項の規定による国土交通大臣からの通知の受理 8 第23条第2項の規定による国土交通大臣からの要請の受理 9 第25条第1項の規定による処分移送通知書の送付等

行政手続法 (平成五年法律第八十八号)	1 第7条の規定による形式上の要件に適合しない申請の補正の要求 2 第9条第1項の規定による申請に係る審査の進行状況及び申請に対する処分の時期の見通しの提示 3 第9条第2項の規定による申請に必要な情報の提供 4 第14条第1項及び第2項の規定による不利益処分の理由の提示 5 第15条第1項の規定による聴聞の通知 6 第15条第3項の規定による事務所の掲示場への掲示 7 第16条第3項の規定による代理人の資格を証明する書面の確認 8 第16条第4項の規定による代理人の資格を失った旨の届出の受理 9 第17条第3項において準用する第16条第3項の規定による代理人の資格を証明する書面の確認 10 第17条第3項において準用する第16条第4項の規定による代理人の資格を失った旨の届出の受理 11 第25条において準用する第22条第2項及び第3項の規定による当事者及び参加人への通知並びに所在が判明しない場合における事務所の掲示場への掲示 12 第29条第1項の規定による弁明書の受理 13 第29条第2項の規定による証拠書類等の受理 14 第30条の規定による弁明の機会の付与の通知 15 第31条において準用する第15条第3項の規定による事務所の掲示場への掲示 16 第31条において準用する第16条第3項の規定による代理人の資格を証明する書面の確認 17 第31条において準用する第16条第4項の規定による代理人の資格を失った旨の届出の受理
--------------------------------	---

会規則二十六号) 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成六年国家公安委員	1 第9条第1項の規定による当事者の申出又は職権による聴聞の期日又は場所の変更 2 第9条第2項の規定による変更申出書の受理 3 第9条第3項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知 4 第10条第1項の規定による文書閲覧請求書の受理 5 第10条第2項の規定による閲覧日時・場所の通知 6 第12条第1項の規定による審理の公開の通知及び聴聞期日・場所の公示 7 第19条第1項の規定による聴聞調書等閲覧請求書の受理 8 第19条第2項の規定による閲覧日時・場所の通知 9 第21条第1項の規定による弁明録取者の指名 10 第22条第3項の規定による弁明調書の受理 11 第24条第2項において準用する第9条第1項の規定による当事者の申出又は職権による弁明の日時又は場所の変更 12 第24条第2項において準用する第9条第2項の規定による変更申出書の受理 13 第24条第2項において準用する第9条第3項の規定による弁明の日時又は場所の変更の通知
---	--

(12) 交通指導課長専決事項

区 分	専 決 事 項
道路法律第百五号) 交通法(昭和三十五年法	1 第51条の4第3項の規定による駐車に関する状況報告の受理 2 第51条の4第4項の規定による放置違反金納付命令 3 第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与 4 第51条の4第7項の規定による掲示板への掲示による通知 5 第51条の4第10項の規定による公示による放置違反金納付命令 6 第51条の4第12項の規定による納付命令をしないこととした旨の通知及び仮納付金の返還

道 路 交 通 法 （ 昭 和 三 十 五 年 法 律 第 百 五 号 ）	7 第51条の4第13項の規定による督促 8 第51条の4第14項の規定による滞納処分に係る調査 9 第51条の4第16項の規定による放置違反金納付命令の取消し 10 第51条の4第17項の規定による通知及び放置違反金等の還付 11 第51条の5第1項の規定による報告要求及び資料提出要求 12 第51条の5第2項の規定による他官庁等への照会及び協力要請 13 第51条の6第1項の規定による国家公安委員会への報告及び通報受理 14 第51条の11第1項の規定による報告要求及び検査 15 第75条第5項の規定による自動車の使用者に対する聴聞の期日及び場所についての通知並びに公示（第75条の2第3項において準用する場合を含む。） 16 第75条第10項の規定による標章の除去の申請についての審査（第75条の2第3項において準用する場合を含む。） 17 第75条の2の2第2項の規定による速度、駐車若しくは積載又は運転者の心身の状態に関しての自動車の使用者に対する必要な報告又は資料の提出命令 18 第108条の34の規定による行政庁又は使用者に対する通知 19 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下この項において「委託規則」という。）第2条の規定による登録申請書の受理（委託規則第2条第3項において準用する場合を含む。） 20 委託規則第7条第1項の規定による受講申込書の受理 21 委託規則第9条第2項の規定による駐車監視員資格者講習修了証明書再交付申請の受理 22 委託規則第9条第2項の規定による駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付 23 委託規則第10条第2項の規定による認定申請書の受理 24 委託規則第10条第5項の規定による認定再交付申請の受理
--	--

道路交通法 (昭和三十一年法律第百五号)	25 委託規則第10条第5項の規定による認定申請書の再交付 26 委託規則第11条第1項の規定による駐車監視員資格者証交付申請書の受理 27 委託規則第13条第1項の規定による駐車監視員資格者証書換え交付申請の受理、事実確認資料の提示又は提出の要求 28 委託規則第13条第1項の規定による駐車監視員資格者証の書換え交付 29 委託規則第13条第2項の規定による駐車監視員資格者証再交付申請書の受理 30 委託規則第13条第2項の規定による駐車監視員資格者証の再交付 31 委託規則第14条第2項の規定による返納する駐車監視員資格者証の受理
行政手続法 (平成五年法律第八十八号)	1 第7条の規定による形式上の要件に適合しない申請の補正の要求 2 第9条第1項の規定による申請に係る審査の進行状況及び申請に対する処分の時期の見通しの提示 3 第9条第2項の規定による申請に必要な情報の提供 4 第14条第1項及び第2項の規定による不利益処分の理由の提示 5 第15条第1項の規定による聴聞の通知 6 第15条第3項の規定による事務所の掲示場への掲示 7 第16条第3項の規定による代理人の資格を証明する書面の確認 8 第16条第4項の規定による代理人の資格を失った旨の届出の受理 9 第17条第3項において準用する第16条第3項の規定による代理人の資格を証明する書面の確認 10 第17条第3項において準用する第16条第4項の規定による代

行政手続法 (平成五年法律第八十八号)	理人の資格を失った旨の届出の受理 11 第19条第1項の規定による聴聞を主宰する職員の指名（道路交通法第75条の2第2項に規定する車両使用制限命令に係るものに限る。） 12 第25条において準用する第22条第2項及び第3項の規定による当事者及び参加人への通知並びに所在が判明しない場合における事務所の掲示場への掲示 13 第29条第1項の規定による弁明書の受理 14 第29条第2項の規定による証拠書類等の受理 15 第30条の規定による弁明の機会の付与の通知 16 第31条において準用する第15条第3項の規定による事務所の掲示場への掲示 17 第31条において準用する第16条第3項の規定による代理人の資格を証明する書面の確認 18 第31条において準用する第16条第4項の規定による代理人の資格を失った旨の届出の受理
六年国家公安委員会規則第二十六号 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成	1 第3条第3項の規定による聴聞を主宰する職員の指名（道路交通法第75条の2第2項に規定する車両使用制限命令に係るものに限る。） 2 第9条第1項の規定による当事者の申出又は職権による聴聞の期日又は場所の変更 3 第9条第2項の規定による変更申出書の受理 4 第9条第3項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知 5 第10条第1項の規定による文書閲覧請求書の受理 6 第10条第2項の規定による閲覧日時・場所の通知 7 第12条第1項の規定による審理の公開の通知及び聴聞期日・場所の公示 8 第19条第1項の規定による聴聞調書等閲覧請求書の受理 9 第19条第2項の規定による閲覧日時・場所の通知

家公安委員会規則第二十六号 聴聞及び弁明の機会との付与	10 第21条第1項の規定による弁明録取者の指名
	11 第22条第3項の規定による弁明調書の受理
	12 第24条第2項において準用する第9条第1項の規定による当事者の申出又は職権による弁明の日時又は場所の変更
	13 第24条第2項において準用する第9条第2項の規定による変更申出書の受理
	14 第24条第2項において準用する第9条第3項の規定による弁明の日時又は場所の変更の通知

(13) 交通規制課長専決事項

区 分	専 決 事 項
道路交通法 （昭和三十五年法律第百五号）	1 第4条第1項の規定による信号機又は道路標識等の設置及び管理 2 第44条第2項第2号の規定による乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場における駐停車禁止除外に係る公示 3 第45条の2第2項の規定による高齢運転者等標章の交付申請の受理及び当該標章の交付 4 第45条の2第3項の規定による高齢運転者等標章の再交付申請の受理 5 第45条の2第4項の規定による高齢運転者等標章の返納の受理 6 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第6条の3の3の規定による高齢運転者等標章の記載事項変更の届出の受理 7 第49条第1項の規定によるパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理 8 第49条第2項の規定による時間制限駐車区間における駐車 of 適正を確保するために必要な措置

災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号)	7 災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号。以下この項において「施行規則」という。)第6条の3第1項の規定による標章及び証明書の書換え交付 8 施行規則第6条の4第1項の規定による標章及び証明書の再交付
大規模地震対策特別措置法 (昭和五十三年法律第七十三号)	1 大規模地震対策特別措置法施行令(昭和53年政令第385号。以下この項において「施行令」という。)第12条第1項の規定による警戒宣言が発せられた場合における緊急輸送車両の確認 2 施行令第12条第2項の規定による警戒宣言が発せられる時よりも前における緊急輸送車両の確認 3 施行令第12条第3項の規定による標章及び証明書の交付 4 施行令第19条第2項の規定による広報 5 大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和54年総理府令第38号。以下この項において「施行規則」という。)第6条の3第1項の規定による標章及び証明書の書換え交付 6 施行規則第6条の4第1項の規定による標章及び証明書の再交付
原子力災害対策特別措置法 (平成十一年法律第百五十六号)	1 第28条第2項の規定に基づいて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項に係る第76条第2項の規定による原子力緊急事態宣言時における車両の通行を禁止又は制限する区域又は道路の区間等の周知措置 2 原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号。以下この項において「原災法施行令」という。)第8条第1項の規定に基づいて適用される災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号。以下この項において「災対法施行令」という。)第33条第2項の規定による原子力緊急事態宣言の前における緊急通行車両の確認 3 原災法施行令第8条第2項の規定に基づいて適用される災対法施行令第33条第1項の規定による原子力緊急事態宣言があつ

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）	たときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における緊急通行車両の確認 4 1 から 3 までのいずれかに係る次に掲げる事項 (1) 災対法施行令第33条第 3 項の規定による緊急通行車両の標章及び証明書の交付 (2) 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下この項において「災対法施行規則」という。）第 6 条の 3 第 1 項の規定による標章及び証明書の書換え交付 (3) 災対法施行規則第 6 条の 4 第 1 項の規定による標章及び証明書の再交付
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）	1 第155条第 2 項において準用する災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第 2 項の規定による国民の保護の措置時における緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する区域又は道路の区間等の周知措置 2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下この項において「国民保護法施行令」という。）第 6 条において準用する災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下この項において「災対法施行令」という。）第20条の 2 第 5 項の規定による訓練時における広報 3 国民保護法施行令第39条において準用する災対法施行令第33条第 1 項の規定による国民の保護の措置時における緊急通行車両の確認 4 国民保護法施行令第39条において準用する災対法施行令第33条第 2 項の規定による国民の保護のための措置の実施前における緊急通行車両の確認 5 国民保護法施行令第39条において準用する災対法施行令第33条第 3 項の規定による国民の保護の措置時における緊急通行車両の標章及び証明書の交付

その他	1 道路法（昭和27年法律第180号）第95条の2第1項及び第2項の規定による道路管理者からの意見の聴取に対する意見の提出及び緊急に行われた通行の禁止又は制限の通知の受理のうち定例的なもの 2 「路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書」（昭和40年4月20日付け運輸事務次官と警察庁次長との覚書）及び「特別積合せ貨物運送事業の許可申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書」（平成元年3月27日付け警察庁交通局長と運輸省貨物流通局長との覚書）による意見書の提出 3 「砂利採取法の制定に伴う覚書について」（昭和43年3月27日付警察庁丙交企発第15号、43化第352号、建設省河政第28号）に基づく調査 4 国家公安委員会・警察庁防災業務計画（昭和38年6月国家公安委員会・警察庁）に基づく緊急通行車両等の事前届出に関する取扱い
-----	--

(14) 運転免許課長専決事項

区 分	専 決 事 項
道路第百五号 交通法 （昭和三十五年法律	1 第90条第1項の規定による運転免許試験の合格者に免許を与えること及び90日未満の免許の保留 2 第90条第4項及び第5項の規定による免許の拒否若しくは保留又は免許を与えた後における免許の取消し若しくは免許の効力の停止をしようとするときにおける弁明の聴取及び証拠の受理 3 第90条第5項の規定による90日未満の免許の効力の停止 4 第90条第8項の規定による適性検査命令及び診断書の提出命令

道 路 交 通 法 (昭 和 三 十 五 年 法 律 第 百 五 号)	5 第90条第11項、第103条第9項及び第107条の5第9項の規定による他の公安委員会に対する免許の取消し若しくは免許の効力の停止又は自動車等の運転を禁止した旨の通知 6 第90条第12項、第103条第10項及び第107条の5第3項の規定による講習修了者に対する免許の保留期間若しくは効力の停止期間又は自動車等の運転の禁止期間の短縮 7 第90条の2第2項の規定による講習を受けていない者に対する運転免許証（以下この項において「免許証」という。）の不交付 8 第93条の2の規定による免許証の記載事項の一部の電磁的方法による記録 9 第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出受理並びに変更事項の記載及び記録 10 第94条第2項の規定による免許証の再交付に関する申請の受理 11 第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録等に関する申請の受理 12 第95条の2第3項の規定による特定免許情報の電磁的方法による記録（以下この項において「記録」という。） 13 第95条の2第4項の規定による免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の免許証の返納 14 第95条の2第10項の規定による免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の免許情報記録の抹消 15 第95条の2第11項の規定による免許情報記録個人番号カードのみを有する者の免許証の交付申請の受理 16 第95条の3の規定による免許情報記録の書換え及び条件の記録 17 第97条の2第1項第3号イ及び第101条の4第2項の規定による認知機能検査 18 第97条の2第1項第3号イ及びハ並びに第101条の4第3項
---	--

道路 交通 法 (昭 和三 十五 年法 律第 百五 号)	の規定による運転技能検査 19 第97条の3の規定による不正手段により運転免許試験を受け又は受けようとした者に対する運転免許試験の90日未満の受験の停止 20 第98条第2項の規定による届出自動車教習所の届出事項の変更届出 21 第98条第3項の規定による届出自動車教習所に対する指導又は助言(第108条の32の2第4項において準用する場合を含む。) 22 第98条第5項の規定による届出をした自動車教習所を設置又は管理する者に対する必要な報告又は資料の提出要求(第108条の32の2第4項において準用する場合を含む。) 23 第99条第1項の規定に基づく指定自動車教習所に対する施行規則第36条の規定による指定申請書の記載事項の変更に係る届出の受理 24 第99条第1項の規定に基づく指定自動車教習所に対する施行規則第37条の規定による指定書の交付 25 第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定に基づく技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下この項において「技能検定員審査等に関する規則」という。)第1条の規定による技能検定員の審査及び第10条の規定による教習指導員の審査(審査細目の全てが免除されるものに限る。) 26 第100条の2第1項、第2項及び第3項の規定による再試験の実施 27 第100条の2第4項の規定による基準該当初心運転者に対する再試験の通知 28 第100条の3第1項の規定による他の公安委員会に対する試験移送通知書の送付 29 第100条の3第2項から第4項までの規定による試験移送通知書の受理及び当該基準該当初心運転者に対する再試験の実施
---	---

道路 交通 法 (昭 和三 十五 年法 律第 百五 号)	30 第101条及び第101条の2の規定による免許証又は免許情報記録(以下この項において「免許証等」という。)の更新及び定期検査並びにその場合における適性検査の実施、条件の付与又は更新 31 第101条第3項の規定による更新連絡書の送付 32 第101条の2第1項から第5項までの規定による更新申請の受付、質問票の交付、適性検査の実施及び免許証等の更新 33 第101条の2の2第1項及び第3項の規定によるその者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会(以下この項において「経由地公安委員会」という。)を経由して行う更新申請の受理及び経由地公安委員会において行う免許情報記録の書換え申請の受理 34 第101条の2の2第5項の規定による適性検査結果等の通知 35 第101条の2の2第6項の規定による更新を受けようとする者が第108条の2第1項第11号に掲げる講習を受けた場合の通知 36 第101条の2の2第7項の規定による適性検査の通知 37 第101条の3第2項の規定による講習を受けていない者に対する更新手続の不受理 38 第101条の4第5項第1号から第3号までの規定による高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査に係る案内の書面の送付 39 第101条の5の規定による免許を受けた者に対する報告徴収 40 第101条の6第1項の規定による医師の届出の受理 41 第101条の6第2項の規定による医師への回答 42 第101条の6第4項の規定による管轄公安委員会への通知 43 第101条の7第1項の規定による臨時認知機能検査の実施 44 第101条の7第2項の規定による臨時認知機能検査を行う旨の書面による通知 45 第101条の7第4項の規定による第108条の2第1項第12号に
---	--

道路 交通 法 (昭 和三 十五 年法 律第 百五 号)	掲げる講習の実施 46 第101条の7第5項の規定による第108条の2第1項第12号に掲げる講習を行う旨の書面による通知 47 第102条第1項から第4項までの規定による臨時適性検査の実施又は医師の診断書の提出命令 48 第102条第4項及び第5項の規定による運転免許試験に合格した者又は免許を受けた者に対する臨時適性検査の実施 49 第102条第6項の規定による臨時適性検査の通知 50 第103条第1項の規定による90日未満の免許の効力の停止 51 第103条第3項及び第103条の2第5項の規定による他の公安委員会に対する処分移送通知書、仮停止通知書及び免許証の送付 52 第103条第6項に規定する適性検査命令及び診断書の提出命令 53 第103条第9項の規定による管轄公安委員会への通知 54 第103条第10項の規定による第108条の2第1項第3号に掲げる講習を終了した者の免許の効力の停止の期間の短縮 55 第104条第1項及び第107条の5第4項の規定による免許の取消し若しくは免許の効力の停止又は自動車等の運転の禁止に係る意見の聴取の期日及び場所の通知及び公示 56 第104条の2第2項及び第107条の5第4項の規定による免許の取消し若しくは免許の効力の停止又は自動車等の運転の禁止に係る聴聞の期日及び場所の通知及び公示 57 第104条の2の2第1項及び第2項の規定による再試験に係る免許の取消し 58 第104条の2の2第3項の規定による他の公安委員会に対する処分移送通知書の送付 59 第104条の2の2第6項の規定による免許の取消しに係る意見の聴取の期日及び場所の通知並びに公示 60 第104条の2の2第7項の規定による他の公安委員会に対す
---	---

道路 交通 法 (昭 和三 十五 年法 律第 百五 号)	る免許の取消しをした旨の通知 61 第104条の2の3第1項の規定による免許の効力の暫定的停止及び当該処分 of 解除 62 第104条の2の3第2項の規定による弁明の機会の付与 63 第104条の2の3第3項の規定による臨時認知機能検査の未受検、臨時高齢者講習の未受講、医師の診断書の提出命令違反又は臨時適性検査の未受検に係る90日未満の免許の効力の停止 64 第104条の2の4第3項の規定による他の公安委員会に対する処分移送通知書の送付 65 第104条の2の4第7項の規定による他の公安委員会に対する免許の取消しをした旨の通知 66 第104条の4第1項の規定による免許の取消し申請の受理 67 第104条の4第2項の規定による免許の取消し 68 第104条の4第3項の規定による申出に係る免許を与えること。 69 第105条の2第1項及び第3項の規定による運転経歴証明書の交付申請及び運転経歴情報の記録申請の受理 70 第105条の2第2項及び第4項の規定による運転経歴証明書の交付及び運転経歴情報の記録 71 第106条及び第107条の6の規定による免許の拒否、取消し、免許証等の更新等に関する事項の国家公安委員会への報告 72 第106条の2の規定による仮免許の取消し 73 第106条の3及び第107条の10の規定による免許証の返納又は提出されたものの受理及び提出に係る免許証の返還 74 第106条の3第2項の規定による他の種類の免許に係る免許証の交付 75 第106条の4第1項の規定による免許情報記録の抹消 76 第106条の4第2項の規定による他の種類の免許に係る免許情報記録への書換え 77 第107条の規定による更新した旨を証する書面の交付
---	--

道 路 交 通 法 （ 昭 和 三 十 五 年 法 律 第 百 五 号 ）	78 第107条の4第1項の規定による臨時適性検査の実施及び検査の通知 79 第107条の4第3項の規定による条件の付与又は変更 80 第107条の7第2項及び第3項の規定による国外運転免許証の交付申請の受理及び交付 81 第108条第1項の規定を受けた施行規則第31条の4の2ただし書の規定に基づく運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第4条第2項第2号の規定による審査及び講習の実施 82 第108条の2第1項第2号から第14号までの規定による講習 83 第108条の3第1項の規定による初心運転者講習の通知 84 第108条の3の2の規定による違反者講習の通知 85 第108条の3の3の規定による若年運転者講習の通知 86 第108条の6第1項の規定による講習業務規程の記載事項の変更届出のうち、軽易安定的なものの受理 87 第108条の12の規定に基づく指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「指定講習機関に関する規則」という。）第5条第1項第5号の規定による運転適性指導員の審査 88 指定講習機関に関する規則第7条第1項第5号の規定による転習熟指導員の審査 89 指定講習機関に関する規則第11条の規定による講習結果報告書の受理 90 指定講習機関に関する規則第13条の規定による事業報告書及び収支決算書の受理 91 第108条の32の2第2項の規定による運転免許取得者等教育の認定事項の公示 92 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下この項において「認定教育規則」という。）第7条第1項及び第3項の規定による運転免許取得者等教
--	--

道路 交通 法 (昭 和 三 十 五 年 法 律 第 百 五 号)	育を行う者からの変更届出の受理 93 認定教育規則第7条第2項の規定による運転免許取得者等教育を行う者からの変更届出に係る事項の公示 94 認定教育規則第12条の規定による運転免許取得者等教育の認定の取消しの公示 95 第108条の32の3第2項の規定による運転免許取得者等検査の認定事項の公示 96 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下この項において「認定検査規則」という。）第8条第1項及び第3項の規定による運転免許取得者等検査を行う者からの変更届出の受理 97 認定検査規則第8条第2項の規定による運転免許取得者等検査を行う者からの変更届出に係る事項の公示 98 認定検査規則第13条の規定による運転免許取得者等検査の認定の取消しの公示 99 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。以下この項において「届出教習所規則」という。）第4条の規定による変更の届出の受理 100 届出教習所規則第7条の規定による特定届出自動車教習所を設置し、又は管理する者に対する業務に関する報告又は資料の提出要求 101 届出教習所規則第8条の規定による指定の取消し 102 道路交通法施行令（以下この項において「施行令」という。）第33条の5の3第1項第1号ハ、第2項第1号ハ又は第4項第1号ハの規定による教習の課程の指定 103 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号。以下この項において「特例教習課程指定規則」という。）第2条第1項の規定による教習の課程の指定 104 特例教習課程指定規則第3条の規定による指定書の交付
--	--

道 路 交 通 法 (昭 和 三 十 五 年 法 律 第 百 五 号)	105 特例教習課程指定規則第4条の規定による変更の届出の受理 106 特例教習課程指定規則第8条の規定による特例教習実施施設を設置し、又は管理する者に対する必要な報告又は資料の提出要求 107 特例教習課程指定規則第9条の規定による特例教習課程に係る指定の取消し 108 施行令第37条の4第1項第7号の規定による再試験の受験期間の特例に関するやむを得ない事情の判断 109 施行令第37条の6の4第6号の規定による臨時認知機能検査の受検期間の特例に関するやむを得ない事情の判断 110 施行令第37条の8第3項の規定に基づく同第37条の6の4第6号の規定による違反者講習の受講期間の特例に関するやむを得ない事情の判断 111 施行令第41条の2第1項第7号の規定による初心運転者の受講期間の特例に関するやむを得ない事情の判断 112 施行規則第15条の2の規定による緊急自動車の運転資格の審査 113 施行規則第30条の7第5項の規定による免許取消し申請者に対する免許の取消しをした旨の通知 114 施行規則第30条の10の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出受理及び変更事項の記載 115 施行規則第30条の11の規定による運転経歴証明書の再交付申請の受理 116 施行規則第30条の12の規定による運転経歴証明書の返納の受理 117 施行規則第30条の15の規定による運転経歴情報記録個人番号カードの記載事項の変更の届出受理 118 施行規則第30条の16の規定による運転経歴情報の抹消の受理 119 施行規則第31条の6の規定による届出をした自動車教習所の設置者又は管理者に対する定期報告書の提出要求
---	---

五号) 道路 交通 法 (昭 和 三 十 五 年 法 律 第 百	120 施行規則第38条第8項第2号の規定による応急救護処置の指導能力の認定 121 施行規則第38条の2の規定による講習終了証明書の交付 122 施行規則第38条の4の6第1項及び第2項の規定による運転免許取得者等教育を行う者に対する報告又は資料の提出要求 123 施行規則第38条の4の7の規定による運転免許取得者等検査を行う者に対する報告又は資料の提出要求 124 技能検定員審査等に関する規則第2条の規定による公示（第10条第2項において準用する場合を含む。）
行政 手 続 法 (平 成 五 年 法 律 第 八 十 八 号)	1 第7条の規定による形式上の要件に適合しない申請の補正の要求 2 第9条第1項の規定による申請に係る審査の進行状況及び申請に対する処分の時期の見通しの提示 3 第9条第2項の規定による申請に必要な情報の提供 4 第14条第1項及び第2項の規定による不利益処分の理由の提示 5 第15条第1項の規定による聴聞の通知 6 第15条第3項の規定による事務所の掲示場への掲示 7 第16条第3項の規定による代理人の資格を証明する書面の確認 8 第16条第4項の規定による代理人の資格を失った旨の届出の受理 9 第17条第3項において準用する第16条第3項の規定による代理人の資格を証明する書面の確認 10 第17条第3項において準用する第16条第4項の規定による代理人の資格を失った旨の届出の受理 11 第19条第1項の規定による聴聞を主宰する職員の指名 12 第25条において準用する第22条第2項及び第3項の規定によ

行政手続法 (平成五年法律第八十八号)	る当事者及び参加人への通知並びに所在が判明しない場合における事務所の掲示場への掲示 13 第29条第1項の規定による弁明書の受理 14 第29条第2項の規定による証拠書類等の受理 15 第30条の規定による弁明の機会の付与の通知 16 第31条において準用する第15条第3項の規定による事務所の掲示場への掲示 17 第31条において準用する第16条第3項の規定による代理人の資格を証明する書面の確認 18 第31条において準用する第16条第4項の規定による代理人の資格を失った旨の届出の受理
聴聞規則第二十六号 (平成六年国家公安委員会)	1 第3条第3項の規定による聴聞を主宰する職員の指名 2 第9条第1項の規定による当事者の申出又は職権による聴聞の期日又は場所の変更 3 第9条第2項の規定による変更申出書の受理 4 第9条第3項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知 5 第10条第1項の規定による文書閲覧請求書の受理 6 第10条第2項の規定による閲覧日時・場所の通知 7 第12条第1項の規定による審理の公開の決定及び聴聞期日・場所の公示 8 第19条第1項の規定による聴聞調書等閲覧請求書の受理 9 第19条第2項の規定による閲覧日時・場所の通知 10 第21条第1項の規定による弁明録取者の指名 11 第22条第3項の規定による弁明調書の受理 12 第24条第2項において準用する第9条第1項の規定による当事者の申出又は職権による弁明の日時又は場所の変更 13 第24条第2項において準用する第9条第2項の規定による変更申出書の受理 14 第24条第2項において準用する第9条第3項の規定による弁

六年国家公安委員会規則第二十六号) 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則 (平成	明の日時又は場所の変更の通知
七号) 付与に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第二十 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の	1 第3条及び第4条第2項の規定による意見の聴取を主宰する 職員の指名 2 第5条第1項及び第2項の規定による代理人資格証明書及び 代理人資格喪失届出書の受理 3 第6条第1項及び第2項並びに第3項の規定による補佐人出 頭許可申請書の受理及びその許可並びに通知 4 第8条第2項及び第3項並びに第4項の規定による意見の聴 取期日・場所変更届出書の受理及び変更したときの通知並びに 公示 5 第13条の規定による意見の聴取調書の受理 6 第15条第3項の規定による弁明調書の受理(90日をこえない 範囲で行う免許の保留に係る弁明調書の受理に限る。)

(15) 削除

(16) 高速道路交通警察隊長専決事項

区 分	専 決 事 項
道路五年法律第百五号(昭和三十)	- 第4条第1項の規定による信号機又は道路標識等の設置及び管理（管轄する高速自動車国道等に限る。） - 第108条の34の規定による行政庁又は使用者に対する通知（管轄する高速自動車国道等に限る。） - 第109条の2の規定による交通情報の提供（管轄する高速自動車国道等に限る。）
災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）	- 第48条第2項の規定による防災訓練時における歩行者又は車両の通行を禁止又は制限する区域又は道路の区間の指定（管轄する高速自動車国道等に限る。） - 第76条第1項の規定による災害時等における車両の通行を禁止又は制限する区域又は道路の区間の指定（管轄する高速自動車国道等に限る。） - 第76条第2項の規定による災害時等における車両の通行を禁止又は制限する区域又は道路の区間等の周知措置 - 第76条の4の規定による道路管理者への要請（管轄する高速自動車国道等に限る。） - 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下この項において「施行令」という。）第20条の2第1項の規定による標示の設置 - 施行令第20条の2第2項の規定による回り道の明示 - 施行令第20条の2第3項の規定による道路管理者の意見聴取 - 施行令第20条の2第5項の規定による広報 - 施行令第32条第1項の規定による標示の設置 - 施行令第32条第2項の規定による道路管理者への通知 - 施行令第33条第1項の規定による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合における緊急通行車両の確認

第二百二十三号) 災害対策基本法（昭和三十六年法律	12 施行令第33条第2項の規定による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている時よりも前における緊急通行車両の確認 13 施行令第33条第3項の規定による標章及び証明書の交付 14 施行令第33条の3の規定による道路管理者からの通知の受理 15 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下この項において「施行規則」という。）第6条の3第1項の規定による標章及び証明書の書換え交付 16 施行規則第6条の4第1項の規定による標章及び証明書の再交付
大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）	1 第24条の規定による警戒宣言が発せられた時の緊急輸送路を確保するための、歩行者又は車両の通行の禁止又は制限（管轄する高速自動車国道等に限る。） 2 第32条第2項の規定による強化地域に係る地震防災訓練時における歩行者又は車両の通行禁止又は制限する道路の区間の指定（管轄する高速自動車国道等に限る。） 3 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下この項において「施行令」という。）第11条第1項の規定による標示の設置 4 施行令第11条第2項の規定による道路管理者への通知 5 施行令第12条第1項の規定による警戒宣言が発せられた場合における緊急輸送車両の確認 6 施行令第12条第2項の規定による警戒宣言が発せられる時よりも前における緊急輸送車両の確認 7 施行令第12条第3項の規定による標章及び証明書の交付 8 施行令第18条第1項の規定による標示の設置 9 施行令第18条第2項の規定による回り道の明示 10 施行令第18条第3項の規定による道路管理者の意見聴取 11 施行令第19条第2項の規定による広報

大規模地震対策特別措置法（昭和五十三・五十四・五十五年法律第七十三号）	12 大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。以下この項において「施行規則」という。）第6条の3第1項の規定による標章及び証明書の書換え交付 13 施行規則第6条の4第1項の規定による標章及び証明書の再交付
原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）	1 第28条第2項の規定に基づいて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下この項において「災対法」という。）第76条第1項の規定による原子力緊急事態宣言時における車両の通行を禁止又は制限する区域又は道路の区間の指定（管轄する高速自動車国道等に限る。） 2 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下この項において「原災法施行令」という。）第8条第1項の規定に基づいて適用される災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下この項において「災対法施行令」という。）第33条第2項の規定による原子力緊急事態宣言の前における緊急通行車両の確認 3 原災法施行令第8条第2項の規定に基づいて適用される災対法施行令第32条第1項の規定による標示の設置 4 原災法施行令第8条第2項の規定に基づいて適用される災対法施行令第32条第2項の規定による道路管理者への通知 5 原災法施行令第8条第2項の規定に基づいて適用される災対法施行令第33条第1項の規定による原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における緊急通行車両の確認 6 1から5までのいずれかに係る次に掲げる事項 (1) 災対法第76条第2項の規定による原子力緊急事態宣言時における車両の通行を禁止又は制限する区域又は道路の区間等の周知措置

成 十 一 年 法 律 第 百 五 十 六 号 （ 平	(2) 災対法第76条の4の規定による道路管理者への要請（管轄する高速自動車国道等に限る。） (3) 災対法施行令第33条第3項の規定による緊急通行車両の標章及び証明書の交付 (4) 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下この項において「災対法施行規則」という。）第6条の3第1項の規定による標章及び証明書の書換え交付 (5) 災対法施行規則第6条の4第1項の規定による標章及び証明書の再交付
武 力 攻 撃 事 態 等 に お け る 国 民 の 保 護 の た め の 措 置 に 関 す る 法 律 （ 平 成 十	1 第42条第2項の規定による訓練時における歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する区域又は道路の区間の指定（管轄する高速自動車国道等に限る。） 2 第155条第1項の規定による国民の保護の措置時における緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する区域又は道路の区間の指定（管轄する高速自動車国道等に限る。） 3 第155条第2項において準用する災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第2項の規定による国民の保護の措置時における緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する区域又は道路の区間等の周知措置 4 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下この項において「国民保護法施行令」という。）第6条において準用する災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下この項において「災対法施行令」という。）第20条の2第1項の規定による訓練時における標示の設置 5 国民保護法施行令第6条において準用する災対法施行令第20条の2第2項の規定による訓練時における回り道の明示 6 国民保護法施行令第6条において準用する災対法施行令第20条の2第3項の規定による訓練時における道路管理者の意見聴

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）	取 7 国民保護法施行令第6条において準用する災対法施行令第20条の2第5項の規定による訓練時における広報 8 国民保護法施行令第39条において準用する災対法施行令第32条第1項の規定による国民の保護の措置時における標示の設置 9 国民保護法施行令第39条において準用する災対法施行令第32条第2項の規定による国民の保護の措置時における道路管理者への通知 10 国民保護法施行令第39条において準用する災対法施行令第33条第1項の規定による国民の保護の措置時における緊急通行車両の確認 11 国民保護法施行令第39条において準用する災対法施行令第33条第2項の規定による国民の保護のための措置の実施前における緊急通行車両の確認 12 国民保護法施行令第39条において準用する災対法施行令第33条第3項の規定による国民の保護の措置時における緊急通行車両の標章及び証明書の交付
その他	1 道路法（昭和27年法律第180号）第95条の2第2項の規定による道路管理者からの協議に対する回答及び緊急に行われた通行の禁止又は制限の通知の受理のうち軽易なもの 2 高速自動車国道法第24条の2の規定による国土交通大臣（国土交通大臣の職務権限を代行する者を含む。）の意見又は緊急に行われた通行の禁止又は制限の通知の受理のうち軽易なもの

(17) 総務課長専決事項

区 分	専 決 事 項
岐阜県情報公開条例（平成十二年岐阜県条例第二十六号）	1 第12条第1項の規定による請求に係る公文書を公開するかどうかの決定事務（その全部を公開することについて既に意思決定され、その後の事情の変更等がないものを除く。）及び第18条第1項から第3項までに規定する岐阜県情報公開審査会への諮問に関する事務を除く条例の施行に関する事務
個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）	1 第77条の規定による開示請求の受理及び補正 2 第83条第2項の規定による開示決定等の期間の延長並びに延長後の期間及び理由の通知 3 第84条の規定による開示決定等の期限の特例の適用及び同条を適用する旨等の通知 4 第85条第1項の規定による事案の移送及び通知 5 第86条の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与及び通知 6 第91条の規定による訂正請求の受理及び補正 7 第94条第2項の規定による訂正決定等の期間の延長並びに延長後の期間及び理由の通知 8 第95条の規定による訂正決定等の期限の特例の適用及び同条を適用する旨等の通知 9 第96条第1項の規定による事案の移送及び通知 10 第97条の規定による保有個人情報の提供先への通知 11 第99条の規定による利用停止請求の受理及び補正 12 第102条第2項の規定による利用停止決定等の期間の延長並びに延長後の期間及び理由の通知 13 第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例の適用及び同条を適用する旨等の通知

(18) 広報県民課長専決事項

区 分	専 決 事 項
犯罪被害者等給付金の支給に関する法律第三十六号（昭和五十五年）	- 第10条の規定による犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請の受理 - 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下この項において「規則」という。）第19条の規定による損害賠償を受けた旨の届出の受理 - 規則第20条第1項の規定による犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の通知、当該裁定の申請の却下の通知、又は仮給付金を支給する旨の決定の通知 - 規則第20条第2項の規定による犯罪被害者等給付金支払請求書又は仮給付金支払請求書の交付
オウム真理教犯罪被害者等を救済する法律第八十号（平成二十年）	- 第6条第1項の規定による給付金の支給に係る裁定の申請の受理 - オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成20年国家公安委員会規則第20号。以下この項において「規則」という。）第3条第1項の規定による給付金の支給に係る裁定の通知又は当該裁定の申請の却下の通知 - 規則第3条第2項の給付金支払請求書の交付
国外犯罪被害者等給付金の支給に関する法律第七十三号（平成二十八年）	- 第9条第1項の規定による国外犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請の受理 - 国外犯罪被害者等給付金の支給に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第23号。以下この項において「規則」という。）第10条第1項の規定による国外犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の通知、当該裁定の申請の却下の通知

八年法律第七十三号) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成二十	3 規則第10条第2項の規定による国外犯罪被害弔慰金等支払請求書の交付
--	-------------------------------------

(19) 警務課長専決事項

区 分	専 決 事 項
規則第三十二号) 刑事訴訟規則(昭和二十三年最高裁判所	1 第141条の2の規定による逮捕状を請求することができる司法警察員を指定し、又は変更したときの地方裁判所への通知

十号) 規則(平成十一年最高裁判所規則第 犯罪収益に係る保全手続等に関する	1 第23条において準用する刑事訴訟規則(昭和23年最高裁判所規則第32号)第141条の2の規定による没収保全命令を請求することができる司法警察員を指定し、又は変更したときの地方裁判所への通知
最高裁判所規則第六号) に關する規則(平成十二年 犯罪捜査のための通信傍受	1 第2条第2項の規定による傍受令状を請求することができる司法警察員を指定し、又は変更したときの地方裁判所への通知

(20) 自動車運転免許試験場長専決事項

区 分	専 決 事 項
法律第百五号) 道路交通法(昭和三十五年	1 第89条の規定による運転免許(以下この項において「免許」という。)の申請の受理 2 第89条第3項の規定による運転免許技能検査の申請の受理及び道路交通法施行規則(以下この項において「施行規則」という。)第18条の2の3第5項の規定による運転免許技能検査合格証明書の交付 3 第91条の規定による免許の条件の付与若しくは変更又は施行規則第18条の5の規定による限定解除審査の申請の受理

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）	4 第91条の2の規定による免許の条件の付与又は変更の申請の受理 5 第92条第1項及び第2項の規定による免許証の交付又は免許証に他の種類に係る事項の併記 6 第93条第2項及び第107条の5第8項の規定による条件の付与又は変更、運転の禁止又は禁止期間の短縮等の処分を受けた者の免許証に当該処分に係る事項の記載 7 第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録に関する申請の受理 8 第95条の2第3項の規定による特定免許情報の電磁的方法による記録（以下この項において「記録」という。） 9 第95条の2第4項の規定による免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の免許証の返納 10 第95条の2第10項の規定による免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の免許情報記録の抹消 11 第95条の2第11項の規定による免許情報記録個人番号カードのみを有する者の免許証の交付申請の受理 12 第95条の3の規定による免許情報記録の書換え及び条件の記録 13 第97条の規定による運転免許試験の実施及び施行規則第22条第2項の規定による実施期日、場所等の指定 14 第97条の規定による運転免許試験の実施及び施行規則第24条第7項の規定による技能試験に使用する車両の指定及び持込車両の承認 15 第97条の2第1項及び第3項の規定による運転免許試験の一部免除 16 第97条の2第4項の規定による運転免許試験の一部免除及び施行規則第28条の規定による運転免許試験成績証明書の交付 17 第98条第3項の規定による届出自動車教習所に対する指導又は助言のうち軽易安定的なもの（第108条の32の2第4項におい
----------------------------	--

- て準用する場合を含む。)
- 18 第98条第4項の規定による自動車安全運転センターに対する配慮の要求（第108条の32の2第4項において準用する場合を含む。)
- 19 第98条第5項の規定による届出をした自動車教習所を設置又は管理する者に対する必要な報告又は資料の提出要求のうち、軽易安定的なもの（第108条の32の2第4項において準用する場合を含む。)
- 20 第99条第1項の規定に基づく指定自動車教習所に対する施行規則第36条の規定による指定申請書の記載事項の変更に係る届出の受理のうち、軽易安定的なものの受理
- 21 第99条の2第4項及び第99条の3第4項の規定による資格者証の交付
- 22 第99条の6第1項の規定による指定自動車教習所を設置又は管理する者に対する必要な報告又は資料の提出要求
- 23 技能検定員審査等に関する規則第8条及び第16条第1項の規定による資格者証の再交付
- 24 第101条の7第4項の規定による第108条の2第1項第12号に掲げる講習の実施
- 25 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。以下この項において「届出教習所規則」という。）第4条の規定による変更の届出の受理のうち、軽易安定的なものの受理
- 26 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第4条の規定による変更の届出の受理のうち、軽易安定的なものの受理
- 27 施行規則第31条の5第3項の規定による届出をした自動車教習所の届出事項の変更届出の受理のうち、軽易安定的なものの受理
- 28 施行規則第36条の規定による指定申請書の記載事項の変更の

道 路 交 通 法 (昭 和 三 十 五 年 法 律 第 百 五 号)	受理のうち、軽易安定的なものの受理 29 技能検定員審査等に関する規則第3条又は第11条の規定による申請の受理 30 応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則(平成6年国家公安委員会規則第2号)第4号の規定による応急救護措置に必要な知識の指導の能力の認定
---	---

[昭42県警察訓令21号昭44県警察訓令5号昭47交企発242号昭48県警察訓令6号同13号昭50県警察訓令6号昭51県警察訓令7号昭53県警察訓令10号昭56県警察訓令8号昭57県警察訓令1号同18号昭58県警察訓令1号同9号昭60県警察訓令2号同4号同9号昭62県警察訓令1号同6号同8号昭63県警察訓令1号平元県警察訓令2号同11号平2県警察訓令16号同24号平3県警察訓令10号平4県警察訓令7号同15号平5県警察訓令16号同17号平6県警察訓令11号同14号同16号平8県警察訓令8号同9号平県警察訓令15号平10県警察訓令7号同10号同15号平11県警察訓令4号同12号平12県警察訓令12号同17号同18号同21号同30号平13県警察訓令11号同35号平14県警察訓令13号同18号同20号平15県警察訓令3号同11号同12号平16県警察訓令7号同4号平17県警察訓令19号同33号平18県警察訓令12号同16号同24号同33号同34号同37号平19県警察訓令4号同27号同35号同42号平20県警察訓令2号同15号同17号平21県警察訓令14号同17号同19号平22県警察訓令8号同12号同15号平23県警察訓令9号同11号同13号平24県警察訓令3号同18号平成25年県警察訓令15号平成26年県警察訓令2号同14号平成27年県警察訓令2号同12号平成28年県警察訓令9号同15号同29号平成29年県警察訓令1号同6号同15号平成30年県警察訓令16号令和3年県警察訓令19号令和4年県警察訓令18号同23号令和5年警察訓令13号同16号同20号令和6年警察訓令1号同12号同15号同22号令和7年警察訓令13号同28号本表一部改正]

別表第2

警察署長専決事項

区 分	専 決 事 項
犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）	- 第10条の規定による犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請の受理 - 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号）第19条の規定による損害賠償を受けた旨の届出の受理
救済するための法律（平成二十年法律第八十号）	第6条第1項の規定による給付金の支給に係る裁定の申請の受理
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）	- 第3条第1項の規定による営業の許可 - 第3条第2項の規定による条件の付加及び変更 - 第5条第1項の規定による許可申請書の受理 - 第5条第2項の規定による許可証の交付 - 第5条第3項の規定による不許可の通知 - 第5条第4項の規定による許可証の再交付 - 第7条第1項の規定による相続の承認 - 第7条第5項（第7条の2第3項及び第7条の3第3項において準用する場合を含む。）及び第9条第4項の規定による許可証の書換え

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）	9 第7条第6項並びに第10条第1項及び第3項の規定による許可証の返納の受理 10 第7条の2第1項の規定による法人の合併の承認 11 第7条の3第1項の規定による法人の分割の承認 12 第9条第1項及び第2項の規定による営業所の構造又は設備の変更承認 13 第9条第3項の規定による営業所の構造又は設備の変更等の届出の受理 14 第9条第5項の規定による特例風俗営業者の営業所の構造又は設備の変更の届出の受理 15 第10条の2第1項の規定による特例風俗営業者の認定 16 第10条の2第2項の規定による特例風俗営業者の認定申請書の受理 17 第10条の2第3項の規定による認定証の交付 18 第10条の2第4項の規定による不認定の通知 19 第10条の2第5項の規定による認定証の再交付 20 第10条の2第7項及び第9項の規定による認定証の返納の受理 21 第20条第10項において準用する第9条第1項及び第2項の規定による遊技機の増設、交替等の変更の承認 22 第20条第10項において準用する第9条第3項第2号の規定による遊技機の変更等の届出の受理 23 第27条第1項の規定による店舗型性風俗特殊営業の届出の受理 24 第27条第2項の規定による店舗型性風俗特殊営業の廃止又は変更の届出の受理 25 第27条第4項の規定による店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付 26 第31条第1項の規定による店舗型性風俗特殊営業の停止標章のはり付け
--	--

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）	27 第31条第2項及び第3項の規定による店舗型性風俗特殊営業の停止標章の除去申請の受理及び除去 28 第31条の2第1項の規定による無店舗型性風俗特殊営業の届出の受理 29 第31条の2第2項の規定による無店舗型性風俗特殊営業の廃止又は変更の届出の受理 30 第31条の2第4項の規定による無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付 31 第31条の4第2項の規定による無店舗型性風俗特殊営業のはり紙等の除却 32 第31条の7第1項の規定による映像送信型性風俗特殊営業の届出の受理 33 第31条の7第2項において準用する第31条の2第2項の規定による映像送信型性風俗特殊営業の廃止又は変更の届出の受理 34 第31条の7第2項において準用する第31条の2第4項の規定による映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の交付 35 第31条の12第1項の規定による店舗型電話異性紹介営業の届出の受理 36 第31条の12第2項において準用する第27条第2項の規定による店舗型電話異性紹介営業の廃止又は変更の届出の受理 37 第31条の12第2項において準用する第27条第4項の規定による店舗型電話異性紹介営業届出確認書の交付 38 第31条の16第1項の規定による店舗型電話異性紹介営業の停止標章のはり付け 39 第31条の16第2項及び第3項の規定による店舗型電話異性紹介営業の停止標章の除去申請の受理及び除去 40 第31条の17第1項の規定による無店舗型電話異性紹介営業の届出の受理 41 第31条の17第2項において準用する第31条の2第2項の規定による無店舗型電話異性紹介営業の廃止又は変更の届出の受理
---	--

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）	42 第31条の17第2項において準用する第31条の2第4項の規定による無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の交付 43 第31条の19第2項の規定による無店舗型電話異性紹介営業のはり紙等の除却 44 第31条の22の規定による特定遊興飲食店営業の許可 45 第31条の23において準用する第3条第2項の規定による条件の付加及び変更 46 第31条の23において準用する第5条第1項の規定による許可申請書の受理 47 第31条の23において準用する第5条第2項の規定による許可証の交付 48 第31条の23において準用する第5条第3項の規定による不許可の通知 49 第31条の23において準用する第5条第4項の規定による許可証の再交付 50 第31条の23において準用する第7条第1項の規定による相続の承認 51 第31条の23において準用する第7条第5項（第7条の2第3項及び第7条の3第3項において準用する場合を含む。）及び第9条第4項の規定による許可証の書換え 52 第31条の23において準用する第7条第6項並びに第10条第1項及び第3項の規定による許可証の返納の受理 53 第31条の23において準用する第7条の2第1項の規定による法人の合併の承認 54 第31条の23において準用する第7条の3第1項の規定による法人の分割の承認 55 第31条の23において準用する第9条第1項及び第2項の規定による営業所の構造又は設備の変更承認 56 第31条の23において準用する第9条第3項の規定による営業所の構造又は設備の変更等の届出の受理
---	--

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）	57 第31条の23において準用する第9条第5項の規定による特例風俗営業者の営業所の構造又は設備の変更の届出の受理 58 第31条の23において準用する第10条の2第1項の規定による特例風俗営業者の認定 59 第31条の23において準用する第10条の2第2項の規定による特例風俗営業者の認定申請書の受理 60 第31条の23において準用する第10条の2第3項の規定による認定証の交付 61 第31条の23において準用する第10条の2第4項の規定による不認定の通知 62 第31条の23において準用する第10条の2第5項の規定による認定証の再交付 63 第31条の23において準用する第10条の2第7項及び第9項の規定による認定証の返納の受理 64 第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業の届出の受理 65 第33条第2項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業の廃止又は変更の届出の受理 66 第37条第1項の規定による風俗営業者等に対する業務報告又は資料提出の要求 67 第38条の2第2項の規定による少年指導委員に対する指示 68 第38条の2第3項の規定による報告の受理 69 第44条の規定による団体の結成届出の受理 70 第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項並びに第35条の4第1項及び第4項第1号の規定による指示 71 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下この項において「施
---	---

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）	行規則」という。）第10条第3項及び第20条第4項の規定による風俗営業管理者証の交付 72 施行規則第13条第1項の規定による相続承認申請書の受理 73 施行規則第14条第1項の規定による法人の合併承認申請書の受理 74 施行規則第15条第1項の規定による法人の分割承認申請書の受理 75 施行規則第16条第1項の規定による相続又は法人の合併若しくは分割の承認通知 76 施行規則第16条第2項の規定による相続又は法人の合併若しくは分割の不承認通知 77 施行規則第19条第1項の規定による営業所の構造又は設備の変更及び遊技機の変更承認申請書の受理 78 施行規則第22条において準用する施行規則第16条第1項の規定による変更の承認通知 79 施行規則第22条において準用する施行規則第16条第2項の規定による変更の不承認通知 80 施行規則第37条の規定による風俗営業所管理者の兼任の承認 81 施行規則第40条第2項の規定による不受講理由書の受理 82 施行規則第44条第2項の規定による店舗型性風俗特殊営業届出確認書不交付通知書の交付 83 施行規則第45条の規定による店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付 84 施行規則第46条の規定により返納される店舗型性風俗特殊営業届出確認書の受理 85 施行規則第55条第2項において準用する施行規則第44条第2項の規定による無店舗型性風俗特殊営業届出確認書不交付通知書の交付 86 施行規則第55条第2項において準用する施行規則第45条の規定による無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
---	--

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）	87 施行規則第55条第2項において準用する施行規則第46条の規定により返納される無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の受理 88 施行規則第61条第2項において準用する施行規則第45条の規定による映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付 89 施行規則第61条第2項において準用する施行規則第46条の規定により返納される映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の受理 90 施行規則第66条第2項において準用する施行規則第44条第2項の規定による店舗型電話異性紹介営業届出確認書不交付通知書の交付 91 施行規則第66条第2項において準用する施行規則第45条の規定による店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付 92 施行規則第66条第2項において準用する施行規則第46条の規定により返納される店舗型電話異性紹介営業届出確認書の受理 93 施行規則第72条第2項において準用する施行規則第45条の規定による無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付 94 施行規則第72条第2項において準用する施行規則第46条の規定により返納される無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の受理 95 施行規則第78条第2項において準用する施行規則第10条第3項及び施行規則第88条第4項の規定による特定遊興飲食店営業管理者証の交付 96 施行規則第81条において準用する施行規則第13条第1項の規定による相続承認申請書の受理 97 施行規則第82条において準用する施行規則第14条第1項の規定による法人の合併承認申請書の受理 98 施行規則第83条において準用する施行規則第15条第1項の規定による法人の分割承認申請書の受理 99 施行規則第84条において準用する施行規則第16条第1項の規定による相続又は法人の合併若しくは分割の承認通知
---	---

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）	100 施行規則第84条において準用する施行規則第16条第2項の規定による相続又は法人の合併若しくは分割の不承認通知 101 施行規則第87条第1項の規定による営業所の構造又は設備の変更の変更承認申請書の受理 102 施行規則第90条において準用する施行規則第16条第1項の規定による営業所の構造又は設備の変更の承認通知 103 施行規則第90条において準用する施行規則第16条第2項の規定による営業所の構造又は設備の変更の不承認通知 104 施行規則第97条第1項において準用する施行規則第37条の規定による特定遊興飲食店営業所管理者の兼任の承認 105 施行規則第97条第4項において準用する施行規則第40条第2項の規定による不受講理由書面の受理 106 風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）第9条第4項の規定による風俗環境浄化協力団体に対する必要な助言、指導その他の措置 107 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第1条第2項の規定による遊技機の認定申請書の受理
警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）	1 第4条の規定による警備業の認定の申請の受理 2 第7条第1項の規定による認定の更新の申請の受理 3 第9条の規定による営業所の設置等の届出の受理 4 第10条第1項の規定による廃止の届出の受理 5 第11条第1項の規定による変更の届出の受理 6 第11条第3項において準用する同条第1項の規定による変更の届出の受理 7 第12条の規定による死亡等の届出の受理 8 第16条第2項の規定による服装の届出の受理 9 第16条第3項において準用する第11条第1項の規定による変更の届出の受理

警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号)	10 第17条第2項において準用する第16条第2項の規定による護身用具の届出の受理 11 第17条第2項において準用する第11条第1項の規定による変更の届出の受理 12 第22条第2項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の交付の申請の受理 13 第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習の受講の申込みの受理 14 第22条第5項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の書換えの申請の受理 15 第22条第6項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の再交付の申請の受理 16 第23条第1項の規定による検定の申請の受理 17 第23条第4項の規定による合格証明書の交付の申請の受理 18 第23条第5項において準用する第22条第5項の規定による合格証明書の書換えの申請の受理 19 第23条第5項において準用する第22条第6項の規定による合格証明書の再交付の申請の受理 20 第40条の規定による機械警備業務の届出の受理 21 第41条の規定による廃止等の届出の受理 22 第42条第2項の規定による機械警備業務管理者資格者証の交付の申請の受理 23 第42条第2項第1号の規定による機械警備業務管理者講習の受講の申込みの受理 24 第42条第3項において準用する第22条第5項の規定による機械警備業務管理者資格者証の書換えの申請の受理 25 第42条第3項において準用する第22条第6項の規定による機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請の受理 26 第46条の規定による報告の徴収等 27 第47条第1項の規定による立入検査の実施
---------------------------------	--

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）	28 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第4条の規定による届出書の受理
公安委員会規則第二号（昭和五十八年） 警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年） 警備員指導教育責任者及び機械	1 第7条第2項の規定による警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付の申請の受理 2 第12条第2項において準用する第7条第2項の規定による機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付の申請の受理
国家公安委員会規則第二十号（平成十七年） 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年）	1 第10条の規定による受検票の交付 2 第12条第1項の規定による成績証明書の書換えの申請の受理 3 第12条第2項の規定による成績証明書の再交付の申請の受理 4 附則第10条の規定による検定合格者審査の申請の受理
岐阜県公安委員会規則第一号（平成十八年） 警備業法施行細則（平成十八年）	1 第5条第2項の規定による申請の受理
岐阜県公安委員会規程第二号（令和三年） 警備業関係事務取扱規程（令和三年）	1 第6条第1項の規定による申請の受理 2 第11条第3項の規定による申請の受理 3 第18条第2項の規定による申請の受理

質屋営業法 (昭和二十五年法律第百五十八号)	1 第2条第1項の規定による営業の許可 2 第3条第2項の規定による不許可決定するときの意見聴取及び提出された証拠の受理 3 第3条第3項の規定による不許可決定の通知 4 第4条の規定による営業内容の変更の許可並びに廃業、休業及び死亡等の届出の処理 5 第8条の規定による許可証の交付、書換、再交付及び亡失等の届出の処理 6 第9条の規定による返納許可証の処理 7 第28条第3項及び第5項の規定による承認 8 質屋営業法施行規則(昭和25年総理府令第25号)第9条の規定による質物保管設備の変更届出の処理
古物営業法 (昭和二十四年法律第百八号)	1 第3条の規定による古物営業の許可 2 第5条第1項の規定による許可申請書の受理 3 第5条第2項の規定による許可証の交付 4 第5条第3項の規定による不許可の通知 5 第5条第4項の規定による許可証の再交付 6 第7条の規定による変更の届出の受理 7 第7条第5項の規定による許可証の書換え 8 第8条の規定による許可証の返納の受理 9 第10条の規定による競り売りの届出の受理 10 第10条の2第1項の規定による古物競りあっせん業者の届出の受理 11 第10条の2第2項の規定による古物競りあっせん業者の廃止及び変更の届出の受理 12 第14条第1項の規定による仮設店舗営業の届出の受理 13 第23条の規定による指示 14 古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号。以下この項において「規則」という。)第6条の規定による古物市

古物営業法（昭和二十四年法律第八号）	場における規約の変更の届出の受理 15 規則第19条の9第2項の規定による認定古物競りあわせん業者の変更の届出の受理 16 規則第19条の13第1項の規定による認定外国古物競りあわせん業者に係る廃止等の届出の受理
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）	1 第8条第1項及び第3項の規定による受理及び通知 2 第14条の規定による報告又は資料提出の要求 3 第15条第1項の規定による立入検査及び関係人への質問 4 第16条の規定による指導、助言及び勧告
探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）	1 第4条第1項の規定による届出の受理 2 第4条第2項の規定による廃止及び変更による届出の受理 3 第13条第1項の規定による資料の提出要求等及び立入検査の実施
インターネット上において児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）	1 第7条第1項の規定による事業開始の届出の受理 2 第7条第2項の規定による事業廃止等の届出の受理

岐阜県青少年健全育成条例 (昭和三十一年岐阜県条例第三十七号)	1 第32条第1項の規定による利用カード販売所の届出の受理 2 第32条第2項の規定による利用カード販売所の届出事項の変更の届出の受理 3 第32条第3項の規定による利用カード販売所の廃止の届出の受理 4 第37条第1項の規定による指示 5 第45条第2項の規定による利用カード販売者等に対する業務報告又は資料提出の要求
銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)	1 第3条第1項第11号の規定による捕鯨用標識銃等製造業の届出の受理 2 第3条第1項第12号の規定による捕鯨用標識銃等販売業の届出の受理 3 第3条第1項第13号の規定によるクロスボウ製造業の届出の受理 4 第3条第1項第14号の規定によるクロスボウ販売業の届出の受理 5 第3条第1項第15号の規定による輸出のための刀剣類の製作業の届出の受理 6 第3条第2項の規定による人命救助等に従事する者の届出の受理 7 第3条第3項又は第3条の2第2項の規定による使用人の届出の受理 8 第4条第1項又は第6条第1項の銃砲等の所持許可 9 第4条第2項の規定による許可条件の付与及び条件の変更 10 第4条の3第1項に規定する認知機能検査の実施 11 第4条の3第2項の規定による認知機能に関する指定医の受診及び診断書の提出命令 12 第4条の4第1項の規定による銃砲等の確認 13 第4条の4第2項又は第9条の6第3項(第9条の11第2項

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）	において準用する場合を含む。）の規定による猟銃番号等の打刻の命令 14 第4条の4第3項の規定による表示措置命令 15 第7条第1項の規定による許可証の交付及び併記 16 第7条第2項（第9条の13第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可証等の書換え及び再交付 17 第7条の3第2項の規定による猟銃等の許可の更新 18 第8条第2項（第9条の15第2項において準用する場合を含む。）、第4項（第9条の15第3項において準用する場合を含む。）又は第5項の規定による許可証等の返納の受理及び同条第3項の規定による許可に係る事項の抹消 19 第8条第7項、第8条の2第2項、第9条の8第3項、第9条の12第2項、第11条第8項若しくは第9項、第11条の2第1項から第3項まで又は第26条第2項の規定による銃砲刀剣類等の提出命令及び仮領置 20 第8条第8項、第8条の2第3項、第9条の8第4項、第9条の12第3項、第11条第10項若しくは第11項、第11条の2第4項若しくは第5項又は第26条第5項の規定による仮領置した銃砲刀剣類等の返還 21 第8条第9項及び第10項（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第12項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定による仮領置等した銃砲刀剣類等の売却、廃棄及び売却した代金の交付 22 第9条第3項の規定による許可証の返納の受理 23 第9条の5第2項の規定による射撃教習受講資格の認定及び教習資格認定証の交付 24 第9条の5第4項において準用する第5条の3第3項の規定による教習資格認定証の書換え及び再交付 25 第9条の6第2項（第9条の11第2項において準用する場合
--------------------------	--

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）	を含む。）の規定による教習用備付け銃等に関する届出の受理 26 第9条の10第2項の規定による射撃練習資格の認定及び練習資格認定証の交付 27 第9条の10第3項において準用する第5条の3第3項の規定による練習資格認定証の書換え及び再交付 28 第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定及び同条第2項の規定による認定証の交付 29 第9条の16第1項の規定による資格の認定及びクロスボウ射撃資格認定証の交付 30 第10条の6第1項の規定による銃砲等及び実包等の保管状況に関する報告の徴収 31 第10条の6第2項の規定による猟銃又は当該猟銃に適合する実包の保管場所への立入検査等の指示 32 第10条の9の規定による危害予防上の必要な指示 33 第12条の3の規定による銃砲所持許可者等に対する報告の徴収又は指定医の受診命令 34 第13条の規定による銃砲等及び許可証の検査並びに報告の徴収 35 第13条の2の規定による公務所等への照会 36 第13条の3の規定による銃砲刀剣類等の提出命令、保管及び返還 37 第13条の4の規定による都道府県公安委員会の間の連絡 38 第21条の3第1項第4号の規定による準空気銃の製造等の届出の受理 39 第22条の2第1項ただし書（第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による模造拳銃等の製造等の届出の受理 40 第27条の2第1項の規定による指定射撃場等の業務に関する報告の徴収 41 第27条の2第2項の規定による指定射撃場等への立入検査等
--------------------------	---

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）	の指示 42 第28条の2第3項の規定による猟銃安全指導委員への情報提供 43 第29条第1項の規定による申出の受理 44 第29条第2項の規定による申出に対する調査
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）	1 第4条第2項から第4項までの規定による銃砲刀剣類製造等届出書の記載事項の変更等の届出の受理及び届出書の交付 2 第5条第2項又は同条第3項において準用する第6条第3項若しくは第5項の規定による人命救助等に従事する者届出済証明書の交付及び記載事項の変更等の届出の受理 3 第6条第2項、第3項又は第5項の規定による使用人届出済証明書の交付及び記載事項の変更等の届出の受理 4 第35条第1項の規定による新たな許可証の交付 5 第58条第2項（第72条において準用する場合を含む。）の規定による教習用備付け銃等の届出の受理及び届出書の交付 6 第100条第2項から第4項までの規定による準空気銃製造等届出書の記載事項の変更等の届出の受理及び届出書の交付 7 第102条第3項から第5項まで（第103条第2項において準用する場合を含む。）の規定による模造拳銃製造等届出書等の記載事項の変更等の届出の受理及び届出書の交付 8 第117条の規定による台帳の整理（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第2項、第5条の3の2第2項又は第5条の4第2項の規定により講習修了証明書又は技能検定合格証明書を交付する場合及び同法第10条の8第1項の規定により猟銃等保管業の届出を受ける場合を除く。）
武器等製造法（昭和二十八年法律第十五号）	1 第28条第1項の規定による通報の処理

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）	1 第19条第1項から第3項までの規定による運搬証明書の交付、指示及び指示内容の記載 2 第19条第4項において準用する第17条第7項から第9項までの規定による証明書の書換え、再交付及び返納 3 第43条第2項の規定による立入検査 4 第50条の2の規定による譲渡、譲受、輸入及び消費の許可並びに許可証の交付、書換、再交付及び届出の受理 5 第52条第1項及び第2項の規定による通報の処理及び意見の通知 6 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）第3条の規定による運搬証明書の返納
高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）	1 第74条第1項の規定による都道府県知事からの通報の処理
岐阜県使用済金属類営業に関する条例（平成二十五年岐阜県条例第二十八号）	1 第3条の規定による使用済金属類営業の許可 2 第5条第1項の規定による許可申請書の受理 3 第5条第2項の規定による許可証の交付 4 第5条第3項の規定による不許可の通知 5 第5条第4項の規定による許可証の再交付 6 第7条第1項の規定による許可の更新 7 第9条の規定による変更の届出の受理 8 第9条第2項の規定による許可証の書換え 9 第10条の規定による許可証の返納の受理 10 第17条第2項の規定による取引記録を毀損等した場合の届出の受理 11 第23条の規定による指示

六年 岐阜県 風俗案 内業の 規制 （平成 二十 号）	1 第6条第1項の規定による風俗案内業の届出の受理 2 第6条第2項の規定による風俗案内業の廃止又は変更の届出の受理 3 第14条の規定による指示 4 第16条第1項の規定による風俗案内業者に対する業務報告又は資料提出の要求
成 三年 法律 第七 十七 号） （平 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為	1 第13条の規定による申出の受理及び援助を行う旨の決定（警察署限りで行うことが可能なものに限る。） 2 第14条第1項の規定による事業者への援助を行う旨の決定（警察署限りで行うことが可能なものに限る。）
道 路 交 通 法 （昭 和 三 十 五 年 法 律 第 百 五 号）	1 第4条第1項の規定による信号機の管理のうち、作動時間及び一時的な手動操作 2 第4条第1項の規定による路側式道路標識の設置及び信号機又は道路標識等の外見的管理 3 次に掲げる公安委員会が行い、又は既に実施中の交通規制のうち祭礼・工事等による一時的な交通の混雑を緩和するために行うもの (1) 第8条第1項の道路標識等により車両等又は歩行者の通行を禁止する区域等の解除 (2) 第9条の道路標識等による歩行者用道路の区域等の解除 (3) 第13条第2項の道路標識等により歩行者の横断を禁止する区域等の指定又は解除 (4) 第25条の2第2項の道路標識等により車両の横断、転回又は後退を禁止する区域等の指定又は解除

- (5) 第44条の道路標識等により、車両の停止及び駐車を禁止する区域等の解除
- (6) 第45条第1項及び第2項の道路標識等により駐車を禁止する区域等の解除
- (7) 第45条第3項の規定に基づき、交通がひんぱんでないと認める区域等の指定又は解除
- 4 第22条第2項の規定による最高速度違反車両の使用に対して最高速度違反行為を防止するための必要な措置をとることの指示
- 5 第51条の11第1項の規定による報告要求及び検査
- 6 第58条の4の規定による過積載車両使用者に対する過積載を防止するために必要な措置をとることの指示
- 7 第59条第2項及び第3項の規定によるけん引の許可及び許可証の交付
- 8 第66条の2の規定による過労運転車両の使用に対して過労運転を防止するための必要な措置をとることの指示
- 9 第75条第9項の規定による文書の交付及び標章のはり付け（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）
- 10 第75条第10項の規定による標章の除去の申請の受理及び除去（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）
- 11 第75条の2の2第1項の規定による安全運転管理者を選任している自動車の使用者又は安全運転管理者に対する必要な報告又は資料の提出の命令
- 12 第75条の2の2第2項の規定による速度、駐車若しくは積載又は運転者の心身の状態に関しての自動車の使用者に対する必要な報告又は資料の提出命令
- 13 第89条の規定による免許の申請の受理
- 14 第90条第4項及び第5項の規定による免許の拒否若しくは保留又は免許を与えた後における免許の取消し若しくは免許の効力の停止をしようとするときにおける弁明の聴取及び証拠の受

道路 交通 法 (昭 和 三 十 五 年 法 律 第 百 五 号)	理 15 第92条第1項及び第2項の規定による免許証の交付 16 第93条の2の規定による免許証の記載事項の一部の電磁的方法による記録 17 第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出受理並びに変更事項の記載及び記録 18 第94条第2項の規定による免許証の再交付に関する申請の受理 19 第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録に関する申請の受理 20 第95条の2第3項の規定による特定免許情報の電磁的方法による記録（以下この項において「記録」という。） 21 第95条の2第4項の規定による免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の免許証の返納 22 第95条の2第10項の規定による免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の免許情報記録の抹消 23 第95条の2第11項の規定による免許情報記録個人番号カードのみを有する者の免許証の交付申請の受理 24 第104条の4第1項の規定による免許の取消し申請の受理 25 第104条の4第2項の規定による免許の取消し 26 第105条の2第1項及び第3項の規定による運転経歴証明書の交付申請及び運転経歴情報の記録申請の受理 27 第105条の2第2項及び第4項の規定による運転経歴証明書の交付及び運転経歴情報の記録 28 第106条の3及び第107条の10の規定による免許証の返納又は提出されたものの受理及び提出に係る免許証の返還 29 第106条の4第1項の規定による免許情報記録の抹消 30 第108条の2第1項第2号及び第6号の規定による講習に関する申請の受理 31 第108条の29第6項及び第108条の30第4項の規定に基づく地
--	---

- 域交通安全活動推進委員等に関する規則第1条第2項の規定による委嘱時における住民への周知措置
- 32 地域交通安全活動推進委員等に関する規則第9条第7号の規定による指導
- 33 地域交通安全活動推進委員等に関する規則第14条の規定による報告又は資料の提出命令
- 34 第108条の30第3項の規定による地域交通安全活動推進委員活動に関し必要と認められる意見の受理
- 35 第108条の34の規定による行政庁又は使用者に対する通知
- 36 第109条の2の規定による交通情報の提供
- 37 第110条の2第3項の規定による道路管理者の意見聴取又は緊急に行った交通規制についての事後通知のうちの軽易なもの
- 38 第110条の2第5項の規定による当該地方公共団体の意見聴取又は緊急に行った交通規制についての事後通知のうちの軽易なもの
- 39 委託規則第2条の規定による登録申請書の受理（委託規則第2条第3項において準用する場合を含む。）
- 40 委託規則第7条第1項の規定による受講申込書の受理
- 41 委託規則第9条第2項の規定による駐車監視員資格者講習修了証明書再交付申請の受理
- 42 委託規則第10条第2項の規定による認定申請書の受理
- 43 委託規則第10条第5項の規定による認定書再交付申請の受理
- 44 委託規則第11条第1項の規定による駐車監視員資格者証交付申請書の受理
- 45 委託規則第13条第1項の規定による駐車監視員資格者証書換え交付申請の受理、事実確認資料の提示又は提出の要求
- 46 委託規則第13条第2項の規定による駐車監視員資格者証再交付申請書の受理
- 47 委託規則第14条第2項の規定による返納する駐車監視員資格者証の受理

道路交通法 (昭和三十 五年法律第 百五号)	48 道路交通法施行令第13条第1項の規定による緊急自動車（地方公共団体の保有する消防用自動車及び緊急自動車に限る。）の届出の受理 49 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下この項において「施行規則」という。）第30条の7第5項の規定による免許取消し申請者に対する免許の取消しをした旨の通知 50 施行規則第30条の10の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出受理及び変更事項の記載 51 施行規則第30条の11の規定による運転経歴証明書の再交付申請の受理 52 施行規則第30条の12の規定による運転経歴証明書の返納の受理 53 施行規則第30条の15の規定による運転経歴情報記録個人番号カードの記載事項の変更の届出受理 54 施行規則第30条の16の規定による運転経歴情報の抹消の受理 55 岐阜県道路交通法施行規則第5条の3第3項の規定による道路標識等による交通の規制の適用除外車の指定及び当該指定車の標章の交付（身体障害者、戦傷病者、知的障害者、精神障害者及び色素性乾皮症患者に係る指定及び交付に限る。）
自動車運 転代行業 の業務の 適正化 (五十七号 平成十三 年法律第 百五十七 号)	1 第5条第1項の規定による申請書の受理 2 第8条第1項の規定による変更の届出等の受理 3 第9条第1項及び第2項の規定による届出書の受理 4 第21条第1項の規定による報告等

自動車 の 保管 場所 の 確保 等 に 関 する 法律 (昭 和三 十七 年法 律第 百四 十五 号)	1 第9条第2項に規定する運行供用の制限の命令書の交付及び運行禁止標章のはり付け 2 第9条第3項に規定する保管場所の確保の申告の受理 3 第9条第4項に規定する保管場所確保の申告に係る保管場所の確認 4 第9条第5項に規定する保管場所確保の確認後の文書による確認通知及び運行禁止標章の除去 5 第12条に規定する自動車の保有者又は自動車の保管場所を管理する者に対する報告又は資料の提出要求
災害 対策 基本 法 (昭 和三 十六 年法 律第 二百 二十三 号)	1 第48条第2項の規定による防災訓練時における歩行者又は車両の通行を禁止又は制限する区域又は道路の区間の指定（区域又は道路の区間が2以上の警察署の管轄にわたるものを除く。） 2 第76条第1項の規定による災害時等における車両の通行を禁止又は制限する区域又は道路の区間の指定（区域又は道路の区間が2以上の警察署の管轄にわたるものを除く。） 3 第76条第2項の規定による災害時等における車両の通行を禁止又は制限する区域又は道路の区間等の周知措置 4 第76条の4の規定による道路管理者への要請（区域又は道路の区間が2以上の警察署の管轄にわたるものを除く。） 5 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下この項において「施行令」という。）第20条の2第1項の規定による標示の設置 6 施行令第20条の2第2項の規定による回り道の明示 7 施行令第20条の2第3項の規定による道路管理者の意見聴取 8 施行令第20条の2第5項の規定による広報 9 施行令第32条第1項の規定による標示の設置 10 施行令第32条第2項の規定による道路管理者への通知 11 施行令第33条第1項の規定による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合における緊急通行車両の確認

法律第二百十三号 災害対策基本法（昭和三十六年	12 施行令第33条第2項の規定による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている時よりも前における緊急通行車両の確認 13 施行令第33条第3項の規定による標章及び証明書の交付 14 施行令第33条の3の規定による道路管理者からの通知の受理 15 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下この項において「施行規則」という。）第6条の3第1項の規定による標章及び証明書の書換え交付 16 施行規則第6条の4第1項の規定による標章及び証明書の再交付
大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）	1 第24条の規定による警戒宣言が発せられた時の緊急輸送路を確保するための、歩行者又は車両の通行の禁止又は制限（道路の区間が2以上の警察署の管轄にわたるものを除く。） 2 第32条第2項の規定による強化地域に係る地震防災訓練時における歩行者又は車両の通行禁止又は制限する道路の区間の指定（道路の区間が2以上の警察署の管轄にわたるものを除く。） 3 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下この項において「施行令」という。）第11条第1項の規定による標示の設置 4 施行令第11条第2項の規定による道路管理者への通知 5 施行令第12条第1項の規定による警戒宣言が発せられた場合における緊急輸送車両の確認 6 施行令第12条第2項の規定による警戒宣言が発せられる時よりも前における緊急輸送車両の確認 7 施行令第12条第3項の規定による標章及び証明書の交付 8 施行令第18条第1項の規定による標示の設置 9 施行令第18条第2項の規定による回り道の明示 10 施行令第18条第3項の規定による道路管理者の意見聴取 11 施行令第19条第2項の規定による広報 12 大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38

大規模地震対策特別措置法（昭和五十三・五十四・五十五年法律第七十三号）	号。以下この項において「施行規則」という。）第6条の3第1項の規定による標章及び証明書の書換え交付 13 施行規則第6条の4第1項の規定による標章及び証明書の再交付
原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）	1 第28条第2項の規定に基づいて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下この項において「災対法」という。）第76条第1項の規定による原子力緊急事態宣言時における車両の通行を禁止又は制限する区域又は道路の区間の指定（道路の区間が2以上の警察署の管轄にわたるものを除く。） 2 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下この項において「原災法施行令」という。）第8条第1項の規定に基づいて適用される災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下この項において「災対法施行令」という。）第33条第2項の規定による原子力緊急事態宣言の前における緊急通行車両の確認 3 原災法施行令第8条第2項の規定に基づいて適用される災対法施行令第32条第1項の規定による標示の設置 4 原災法施行令第8条第2項の規定に基づいて適用される災対法施行令第32条第2項の規定による道路管理者への通知 5 原災法施行令第8条第2項の規定に基づいて適用される災対法施行令第33条第1項の規定による原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における緊急通行車両の確認 6 1から5までのいずれかに係る次に掲げる事項 (1) 災対法第76条第2項の規定による原子力緊急事態宣言時における車両の通行を禁止又は制限する区域又は道路の区間等の周知措置

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）	(2) 災対法第76条の4の規定に基づく道路管理者への要請（道路の区間が2以上の警察署の管轄にわたるものを除く。） (3) 災対法施行令第33条第3項の規定による緊急通行車両の標章及び証明書の交付 (4) 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下この項において「災対法施行規則」という。）第6条の3第1項の規定による標章及び証明書の書換え交付 (5) 災対法施行規則第6条の4第1項の規定による標章及び証明書の再交付
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）	1 第42条第2項の規定による訓練時における歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する区域又は道路の区間の指定（区域又は道路の区間が2以上の警察署の管轄にわたる場合を除く。） 2 第155条第1項の規定による国民の保護の措置時における緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する区域又は道路の区間の指定（区域又は道路の区間が2以上の警察署の管轄にわたる場合を除く。） 3 第155条第2項において準用する災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第2項の規定による国民の保護の措置時における緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する区域又は道路の区間等の周知措置 4 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第6条において準用する災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第20条の2第1項の規定による訓練時における標示の設置 5 国民保護法施行令第6条において準用する災対法施行令第20条の2第2項の規定による訓練時における回り道の明示 6 国民保護法施行令第6条において準用する災対法施行令第20条の2第3項の規定による訓練時における道路管理者の意見聴

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）	取 7 国民保護法施行令第6条において準用する災対法施行令第20条第の2第5項の規定による訓練時における広報 8 国民保護法施行令第39条において準用する災対法施行令第32条第1項の規定による国民の保護の措置時における標示の設置 9 国民保護法施行令第39条において準用する災対法施行令第32条第2項の規定による国民の保護の措置時における道路管理者への通知 10 国民保護法施行令第39条において準用する災対法施行令第33条第1項の規定による国民の保護の措置時における緊急通行車両の確認 11 国民保護法施行令第39条において準用する災対法施行令第33条第2項の規定による国民の保護のための措置の実施前における緊急通行車両の確認 12 国民保護法施行令第39条において準用する災対法施行令第33条第3項の規定による国民の保護の措置時における緊急通行車両の標章及び証明書の交付
その他	1 警備業関係事務取扱規程（平成18年岐阜県公安委員会規程第1号。以下「取扱規程」という。）第2条第1項の規定による申請の受理 2 取扱規程第7条第3項の規定による申請の受理 3 「砂利採取法の制定に伴う覚書について」（昭和43年3月27日付警察庁丙交企発第15号、43化第352号、建設省河政第28号）に基づく調査 4 道路法（昭和27年法律第180号）第95条の2第1項及び第2項の規定による道路管理者からの意見聴取に対する意見の提出及び緊急に行われた通行の禁止又は制限の通知の受理のうち軽易なもの 5 国家公安委員会・警察庁防災業務計画（昭和38年6月国家公安

その他	委員会・警察庁)に基づく緊急通行車両等の事前届出に関する取扱い(車両番号の変更に限る。)
-----	--

[昭44県警察訓令5号昭47県警察訓令7号同交企発248号昭48県警察訓令6号昭51県警察訓令2号同7号昭53県警察訓令10号昭56県警察訓令8号同14号昭57県警察訓令1号昭58県警察訓令1号同8号昭60県警察訓令4号昭62県警察訓令6号同8号昭63県警察訓令1号平元県警察訓令2号平2県警察訓令16号同24号平3県警察訓令10号平4県警察訓令7号平5県警察訓令16号平6県警察訓令11号平8県警察訓令8号平10県警察訓令7号同15号平11県警察訓令4号平12県警察訓令12号同19号平13県警察訓令11号同35号平14県警察訓令18号同20号平15県警察訓令11号同12号平16県警察訓令7号平17県警察訓令19号同33号平18県警察訓令12号同24号同33号同34号同37号平19県警察訓令4号同27号同35号平20年県警察訓令2号同15号同17号平21県警察訓令14号同17号同19号平22県警察訓令8号平23県警察訓令11号同13号平24県警察訓令3号平25県警察訓令15号平26県警察訓令2号同14号平成27年県警察訓令2号同12号平成28年県警察訓令9号令和3年県警察訓令19号令和4年県警察訓令18号同23号令和5年県警察訓令20号令和6年県警察訓令12号同22号令和7年県警察訓令28号本表一部改正]

別表第3

(1) 岩村、金山及び神岡警部交番所長専決事項

区 分	専 決 事 項
道路 交通 法 (昭和 三十 五年 法律 第百 五号)	1 第92条第1項及び第2項の規定による免許証(高齢運転者(更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者をいう。)の更新に係る免許証に限る。)の交付(金山警部交番所長に限る。) 2 第94条第1項の規定による免許証(第93条の2の規定により電磁的方法で記録するものを除く。)の記載事項の変更の届出受理及び変更事項の記載 3 第104条の4第1項の規定による免許の取消し申請の受理 4 第104条の4第2項の規定による免許の取消し 5 第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書の交付申請の受理 6 第106条の3及び第107条の10の規定による免許証の返納の受理 7 第108条の2第1項第6号の規定による講習に関する申請の受理 8 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下この項において「施行規則」という。)第30条の7第5項の規定による免許取消し申請者に対する免許の取消しをした旨の通知 9 施行規則第30条の10の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出受理及び変更事項の記載 10 施行規則第30条の11の規定による運転経歴証明書の再交付申請の受理 11 施行規則第30条の12の規定による運転経歴証明書の返納の受理 12 岐阜県道路交通法施行規則第5条の3第3項に規定による道路標識等による交通の規制の適用除外申請に対する取扱い(身体障害者、戦傷病者、知的障害者、精神障害者及び色素性乾皮症

法律第百五号 和三十一年法 道路交通法(昭	患者に係る変更に限る。)
-----------------------------	--------------

(2) 岐阜県公安委員会審査請求手続規則(平成28年岐阜県公安委員会規則第2号)

第3条の規定による本部長が指名する審理官専決事項

区 分	専 決 事 項
行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号)	1 第11条第2項の規定による共同審査請求人に対する総代の互選の命令 2 第13条第1項の規定による利害関係人の審査請求への参加の許可 3 第13条第2項の規定による利害関係人の審査請求への参加の要求 4 第29条第2項の規定による弁明書の提出要求 5 第29条第5項の規定による弁明書の受理及び送付 6 第30条第1項の規定による反論書の提出期間の決定及び通知並びに受理 7 第30条第2項の規定による意見書の提出期間の決定及び通知並びに受理 8 第30条第3項の規定による反論書及び意見書の送付 9 第31条第1項の規定による口頭意見陳述の機会の付与 10 第31条第2項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定 11 第31条第3項の規定による口頭意見陳述における補佐人の出頭許可 12 第31条第4項の規定による口頭意見陳述における陳述の制限 13 第31条第5項の規定による口頭意見陳述における質問の許可 14 第32条第1項及び第2項の規定による証拠書類等の受理

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）	15 第32条第3項の規定による証拠書類等を提出すべき提出期間の決定及び通知 16 第33条の規定による物件の提出要求 17 第34条の規定による参考人の陳述及び鑑定の要求 18 第35条第1項の規定による検証の実施 19 第35条第2項の規定による検証の通知 20 第36条の規定による審理関係人への質問 21 第37条第1項及び第2項の規定による審理関係人の招集及び意見聴取 22 第37条第3項の規定による審理手続の終結予定時期の通知 23 第38条第1項の規定による提出書類等の閲覧等の許可 24 第38条第2項の規定による提出書類等の閲覧等に係る意見聴取 25 第38条第3項の規定による提出書類等の閲覧の日時及び場所の指定 26 第39条の規定による審理手続の併合又は分離 27 第41条第3項の規定による審理手続の終結の通知 28 第53条の規定による証拠書類等の返還
------------------------	--

〔平17県警察訓令19号・本表追加、平18県警察訓令16号平19県警察訓令27号35号平21県警察訓令19号平24県警察訓令3号平28県警察訓令15号・本表一部改正〕

附 則 〔昭和44年4月1日岐阜県警察訓令第5号〕

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 〔昭和47年10月27日岐阜県警察訓令第7号〕

この訓令は、昭和47年11月1日から施行する。

附 則 〔昭和47年6月3日交企発第242号〕

この訓令は、昭和47年4月28日から施行する。

附 則 〔昭和48年3月31日岐阜県警察訓令第6号〕

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 〔昭和48年7月23日岐阜県警察訓令第13号〕

この訓令は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則 〔昭和50年4月1日岐阜県警察訓令第6号抄〕

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 〔昭和51年2月13日岐阜県警察訓令第2号〕

この訓令は、昭和51年2月13日から施行する。

附 則 〔昭和51年4月1日岐阜県警察訓令第7号〕

この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 〔昭和53年12月1日岐阜県警察訓令第10号〕

この訓令は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則 〔昭和54年7月6日岐阜県警察訓令第9号抄〕

(施行規則)

1 この訓令は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則 〔昭和56年1月23日岐阜県警察訓令第2号〕

この訓令は、昭和56年1月23日から施行する。

附 則 〔昭和56年4月1日岐阜県警察訓令第6号〕

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 〔昭和56年3月27日岐阜県警察訓令第8号〕

この訓令は、昭和56年3月27日から施行する。

附 則 〔昭和56年10月1日岐阜県警察訓令第14号〕

この訓令は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則 〔昭和57年1月1日岐阜県警察訓令第1号〕

この訓令は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則 〔昭和57年11月1日岐阜県警察訓令第18号〕

この訓令は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則 〔昭和58年1月1日岐阜県警察訓令第1号〕

この訓令は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則 〔昭和58年3月25日岐阜県警察訓令第8号〕

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 〔昭和58年3月25日岐阜県警察訓令第9号〕

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 〔昭和60年 1 月22日岐阜県警察訓令第 2 号〕
この訓令は、昭和60年 1 月22日から施行する。

附 則 〔昭和60年 2 月 1 日岐阜県警察訓令第 4 号〕
この訓令は、昭和60年 2 月13日から施行する。

附 則 〔昭和60年 3 月25日岐阜県警察訓令第 9 号〕
この訓令は、昭和60年 4 月 1 日から施行する。

附 則 〔昭和62年 1 月10日岐阜県警察訓令第 1 号〕
この訓令は、昭和62年 1 月10日から施行する。

附 則 〔昭和62年 3 月23日岐阜県警察訓令第 6 号〕
この訓令は、昭和62年 3 月23日から施行する。

附 則 〔昭和62年 4 月 1 日岐阜県警察訓令第 8 号〕
この訓令は、昭和62年 4 月 1 日から施行する。

附 則 〔昭和63年 3 月 3 日岐阜県警察訓令第 1 号〕
この訓令は、昭和63年 4 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成元年 3 月24日岐阜県警察訓令第 2 号〕
この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成元年 5 月19日岐阜県警察訓令第11号〕
この訓令は、平成元年 5 月19日から施行する。

附 則 〔平成 2 年 8 月10日岐阜県警察訓令第16号〕
この訓令は、平成 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成 2 年12月21日岐阜県警察訓令第24号〕
この訓令は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成 3 年10月22日岐阜県警察訓令第10号〕
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成 4 年 4 月24日岐阜県警察訓令第 7 号〕
この訓令は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成 4 年12月18日岐阜県警察訓令第15号〕
この訓令は、平成 4 年11月 1 日から施行する。

附 則 〔平成 5 年 8 月 6 日岐阜県警察訓令第16号〕
この訓令は、平成 5 年 8 月 9 日から施行する。

附 則 〔平成 5 年 8 月 6 日岐阜県警察訓令第 17 号〕
この訓令は、平成 5 年 8 月 6 日から施行する。

附 則 〔平成 6 年 5 月 6 日岐阜県警察訓令第 11 号〕
この訓令は、平成 6 年 5 月 10 日から施行する。

附 則 〔平成 6 年 10 月 14 日岐阜県警察訓令第 14 号〕
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成 6 年 10 月 24 日岐阜県警察訓令第 16 号〕
この訓令は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成 7 年 10 月 18 日岐阜県警察訓令第 11 号〕
この訓令は、平成 7 年 10 月 18 日から施行する。

附 則 〔平成 8 年 8 月 9 日岐阜県警察訓令第 8 号〕
この訓令は、平成 8 年 8 月 12 日から施行する。

附 則 〔平成 8 年 8 月 15 日岐阜県警察訓令第 9 号〕
この訓令は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成 9 年 9 月 30 日岐阜県警察訓令第 15 号〕
この訓令は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成 10 年 4 月 1 日岐阜県警察訓令第 7 号〕
この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成 10 年 9 月 4 日岐阜県警察訓令第 10 号〕
この訓令は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成 10 年 9 月 4 日岐阜県警察訓令第 10 号〕
この訓令は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成 10 年 10 月 23 日岐阜県警察訓令第 15 号〕
この訓令は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成 11 年 3 月 15 日岐阜県警察訓令第 4 号〕
この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成 11 年 10 月 1 日岐阜県警察訓令第 12 号〕
この訓令は、平成 11 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成 12 年 3 月 8 日岐阜県警察訓令第 17 号〕
この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成12年 3 月27日岐阜県警察訓令第12号〕
この訓令は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成12年 3 月27日岐阜県警察訓令第18号〕
この訓令は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成12年 5 月 1 日岐阜県警察訓令第19号〕
この訓令は、平成12年 5 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成12年 6 月23日岐阜県警察訓令第21号〕
この訓令は、平成12年 7 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成12年11月17日岐阜県警察訓令第30号〕
この訓令は、平成12年11月24日から施行する。

附 則 〔平成13年 3 月23日岐阜県警察訓令第11号〕
この訓令は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成14年 3 月29日岐阜県警察訓令第13号〕
この訓令は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成14年 6 月28日岐阜県警察訓令第18号〕
この訓令は、平成14年 7 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成14年 8 月 9 日岐阜県警察訓令第20号〕
この訓令は、平成14年 8 月 9 日から施行する。

附 則 〔平成15年 3 月31日岐阜県警察訓令第 3 号〕
この訓令は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成15年10月 3 日岐阜県警察訓令第11号〕
この訓令は、平成15年10月 3 日から施行する。

附 則 〔平成15年11月28日岐阜県警察訓令第12号〕
この訓令は、平成15年12月 1 日から施行する。

附 則 〔平成16年 3 月23日岐阜県警察訓令第 7 号〕
この訓令は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成16年 6 月25日岐阜県警察訓令第13号〕
この訓令は、平成16年 7 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成17年 3 月31日岐阜県警察訓令第19号〕
この訓令は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則 〔平成17年10月21日岐阜県警察訓令第33号〕

この訓令中第1条の規定は平成17年10月21日から、第2条の規定は平成18年2月1日から施行する。

附 則 〔平成18年3月17日岐阜県警察訓令第12号〕

この訓令は、平成18年3月17日から施行する。

附 則 〔平成18年3月24日岐阜県警察訓令第16号〕

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 〔平成18年4月28日岐阜県警察訓令第24号〕

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 〔平成18年5月26日岐阜県警察訓令第33号〕

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 〔平成18年7月7日岐阜県警察訓令第34号〕

この訓令は、平成18年7月7日から施行する。

附 則 〔平成18年11月8日岐阜県警察訓令第37号〕

この訓令は、平成18年11月8日から施行する。

附 則 〔平成19年2月16日岐阜県警察訓令第4号〕

この訓令は、平成19年2月16日から施行する。

附 則 〔平成19年5月25日岐阜県警察訓令第27号〕

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。ただし、別表第1（3）及び（14）、別表第2並びに別表第3の道路交通法の項の改正規定は、平成19年6月2日から施行する。

附 則 〔平成19年7月25日岐阜県警察訓令第35号〕

この訓令は、平成19年8月31日から施行する。

附 則 〔平成19年11月30日岐阜県警察訓令第42号〕

この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則 〔平成20年2月19日岐阜県警察訓令第2号〕

この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 〔平成20年9月24日岐阜県警察訓令第15号〕

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 〔平成20年11月19日岐阜県警察訓令第17号〕

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。ただし、別表第1(4)及び(18)並びに別表第2にオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の項を追加する改正規定は、平成20年12月18日から施行する。

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。ただし、別表第1(3)道路交通法第108条第1項及び同法第108条の2第3項並びに別表第1(14)運転免許に係る講習に関する規則第6条第2項第2号の規定による専決事項は平成21年4月1日から施行する。

附 則 〔平成21年5月22日岐阜県警察訓令第14号〕

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 〔平成21年11月20日岐阜県警察訓令第17号〕

この訓令は、平成21年12月4日から施行する。

附 則 〔平成21年12月11日岐阜県警察訓令第19号〕

この訓令は、平成22年1月4日から施行する。

附 則 〔平成22年3月26日岐阜県警察訓令第8号〕

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 〔平成22年4月7日岐阜県警察訓令第12号〕

この訓令は、平成22年4月19日から施行する。

附 則 〔平成22年7月23日岐阜県警察訓令第15号〕

この訓令は、平成22年7月23日から施行する。

附 則 〔平成23年3月30日岐阜県警察訓令第9号〕

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 〔平成23年7月22日岐阜県警察訓令第11号〕

この訓令は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 〔平成23年9月15日岐阜県警察訓令第13号〕

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 〔平成24年3月23日岐阜県警察訓令第3号〕

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 〔平成24年10月30日岐阜県警察訓令第18号〕

この訓令は、平成24年10月30日から施行する。

附 則 〔平成25年9月13日岐阜県警察訓令第15号〕

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 〔平成26年3月3日岐阜県警察訓令第2号〕

この訓令は、平成26年3月3日から施行する。

附 則 〔平成26年9月16日岐阜県警察訓令第14号〕

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 〔平成27年3月5日岐阜県警察訓令第2号〕

この訓令は、平成27年3月5日から施行する。

附 則 〔平成27年7月10日岐阜県警察訓令第12号〕

この訓令は、平成27年7月10日から施行する。

附 則 〔平成28年3月22日岐阜県警察訓令第9号〕

この訓令は、平成28年3月22日から施行する。

附 則 〔平成28年3月30日岐阜県警察訓令第15号〕

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 〔平成28年11月30日岐阜県警察訓令第29号〕

この訓令は、平成28年11月30日から施行する。

附 則 〔平成29年1月16日岐阜県警察訓令第1号〕

この訓令は、平成29年1月16日から施行する。

附 則 〔平成29年3月10日岐阜県警察訓令第6号〕

この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

附 則 〔平成29年6月13日岐阜県警察訓令第15号〕

この訓令は、平成29年6月14日から施行する。

附 則 〔平成30年11月29日岐阜県警察訓令第16号〕

この訓令は、平成30年11月29日から施行する。

附 則 〔令和3年10月29日岐阜県警察訓令第19号〕

この訓令は、令和3年10月29日から施行する。

附 則 〔令和4年5月13日岐阜県警察訓令第18号〕

この訓令は、令和4年5月13日から施行する。

附 則 〔令和4年10月1日岐阜県警察訓令第23号〕

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 〔令和5年5月19日岐阜県警察訓令第13号〕

この訓令は、令和5年5月19日から施行する。

附 則 〔令和5年7月5日岐阜県警察訓令第16号〕

この訓令は、令和5年7月5日から施行する。

附 則 〔令和5年8月31日岐阜県警察訓令第20号〕

この訓令は、令和5年9月1日から施行する。

附 則 〔令和6年2月8日岐阜県警察訓令第1号〕

この訓令は、令和6年2月15日から施行する。

附 則 〔令和6年3月27日岐阜県警察訓令第12号〕

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 〔令和6年7月3日岐阜県警察訓令第15号〕

この訓令は、令和6年8月1日から施行する。

附 則 〔令和6年11月13日岐阜県警察訓令第22号〕

この訓令は、令和6年12月2日から施行する。

附 則 〔令和7年3月28日岐阜県警察訓令第13号〕

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 〔令和7年8月7日岐阜県警察訓令第28号〕

この訓令は、令和7年8月8日から施行する。